資料３
第４期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会（第１回）
R2.10.30

国立大学法人運営費交付金を取り巻く現状について

文部科学省高等教育局
国立大学法人支援課

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

R2.4.1現在

国立大学の種類・規模

86大学

総合 47

- 7学部以上：21
  - 北海道、東北、※筑波、千葉、東京、新潟、富山、信州、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島、山口、愛媛、九州、長崎、熊本、鹿児島、琉球
- 6学部：7
  - 山形、静岡、島根、徳島、香川、高知、佐賀
- 5学部：9
  - 弘前、茨城、宇都宮、埼玉、横国、岐阜、三重、大分、宮崎
- 4学部：7
  - 岩手、秋田、群馬、福井、山梨、和歌山、鳥取
- 3学部：3
  - ※福島、※金沢、滋賀

その他 39

- 教員養成系：11
  - 北海道教育、宮城教育、東京学芸、上越教育、愛知教育、京都教育、大阪教育、兵庫教育、奈良教育、鳴門教育、福岡教育
- 工学：10
  - 室蘭工業、北見工業、東京農工②、※東京工業⑥、電気通信、長岡技術科学、名古屋工業、豊橋技術科学、京都工芸繊維、九州工業②
- 医学：4
  - 旭川医科、東京医科歯科②、浜松医科、滋賀医科
- 社会：2
  - 小樽商科、一橋④
- 専門 33
  - 外国語：1（東京外国語③）
  - 芸術：1（東京芸術②）
  - 体育：1（鹿屋体育）
  - 海洋：1（東京海洋③）
  - 畜産：1（帯広畜産）
  - 障害：1（筑波技術②）
- 女子大学：2
  - お茶の水③、奈良女子③
- 大学院大学：4
  - 政策研究、総合研究、北陸先端科学技術、奈良先端科学技術

・※は学群等制度を持つ大学
・〇の中の数字は学部数
・赤字は医学部を持つ大学

国立大学の法律上の目的・役割

教育基本法（抄）（昭和二十二年法律第二十五号）

第二章　教育の実施に関する基本

（大学）

第七条　大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2　大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

学校教育法（抄）（昭和二十二年法律第二十六号）

第九章　大学

第八十三条　大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2　大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

国立大学法人法（抄）（平成十五年法律第百十二号）

第一章　総則

第一節　通則

（目的）

第一条　この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

国立大学法人運営費交付金予算額の推移

（単位：億円）

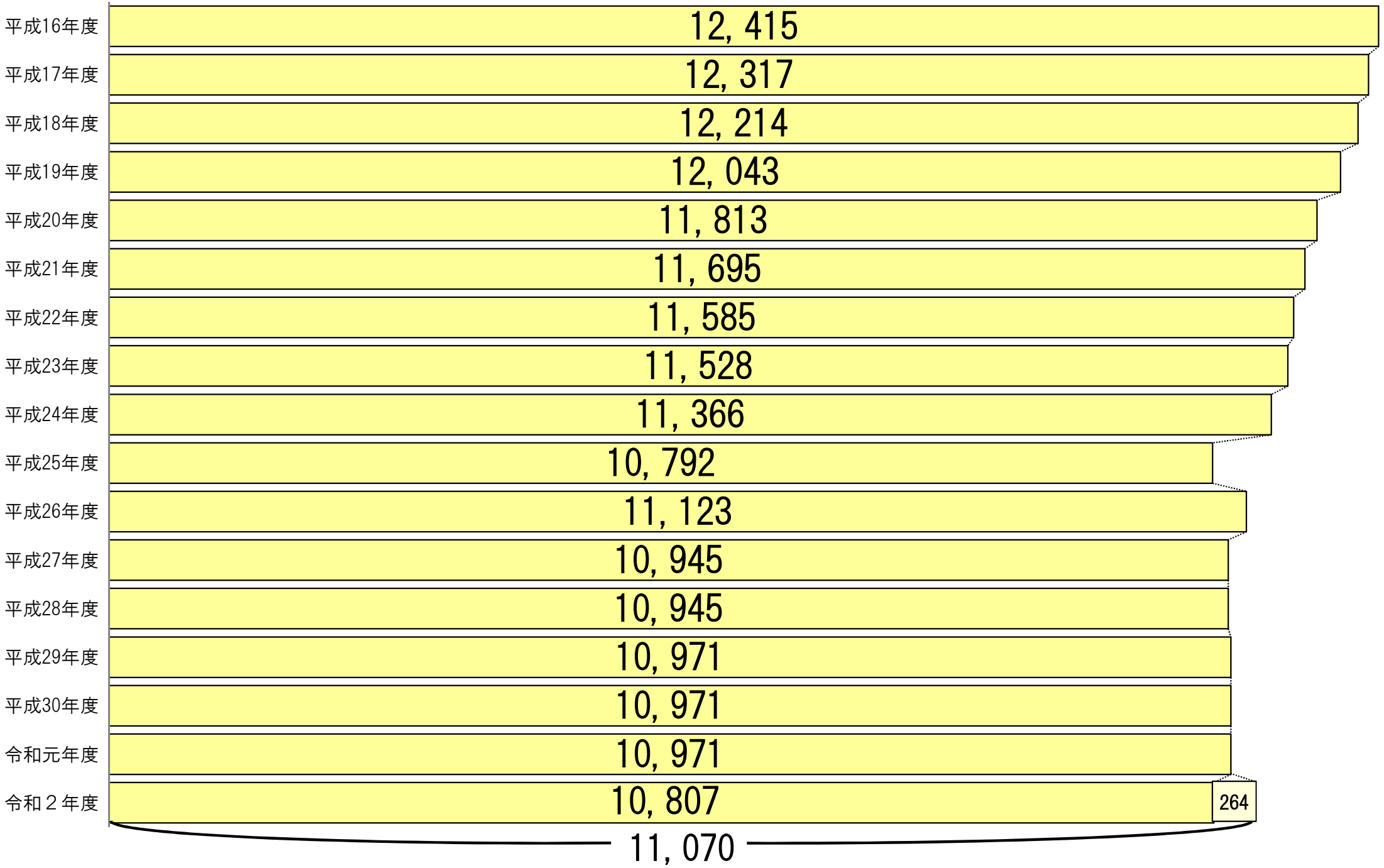

※平成29年度・平成30年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費を含む。
※令和２年度予算額の264億円は高等教育修学支援新制度の授業料等減免分（内閣府計上）。

国立大学法人等(90法人)の経常費用の推移

- 国立大学法人等の決算ベースによる経常費用については、教育研究の**高度化**や国立大学等が果たすべき役割の**多様化**に加え、光熱水料の単価の上昇、消費税増税といった外的要因もあり、**全体として増加傾向**。（平成17年度と比して約1.3倍）

- 特に、附属病院については、前述の高度先端医療の実施やそれに伴う医薬品費の増加、医療安全等に係る人員体制の整備等の影響により、事業費が大幅に増加。

（単位：億円）

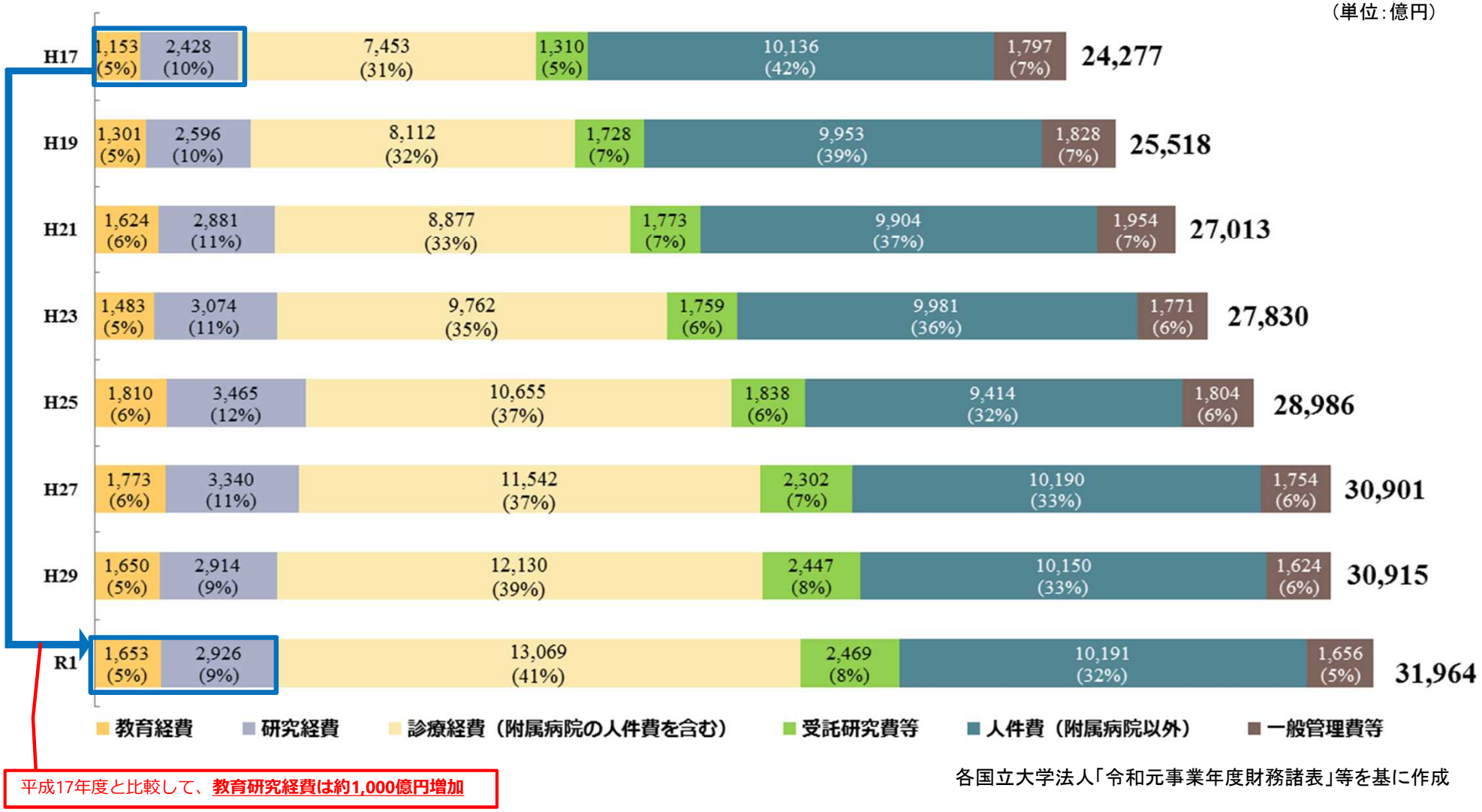

平成17年度と比較して、**教育研究経費は約1,000億円増加**

各国立大学法人「令和元事業年度財務諸表」等を基に作成

国立大学法人等(90法人)の経常収益の推移

- 国立大学法人等の決算ベースによる経常収益については、高度先端医療の実施等に伴う附属病院収益の増加や、共同研究や寄附金といった外部資金の受入額増に伴い、経常費用と同様に**全体として増加傾向**。

- 一方、運営費交付金収益については近年同額程度で推移。

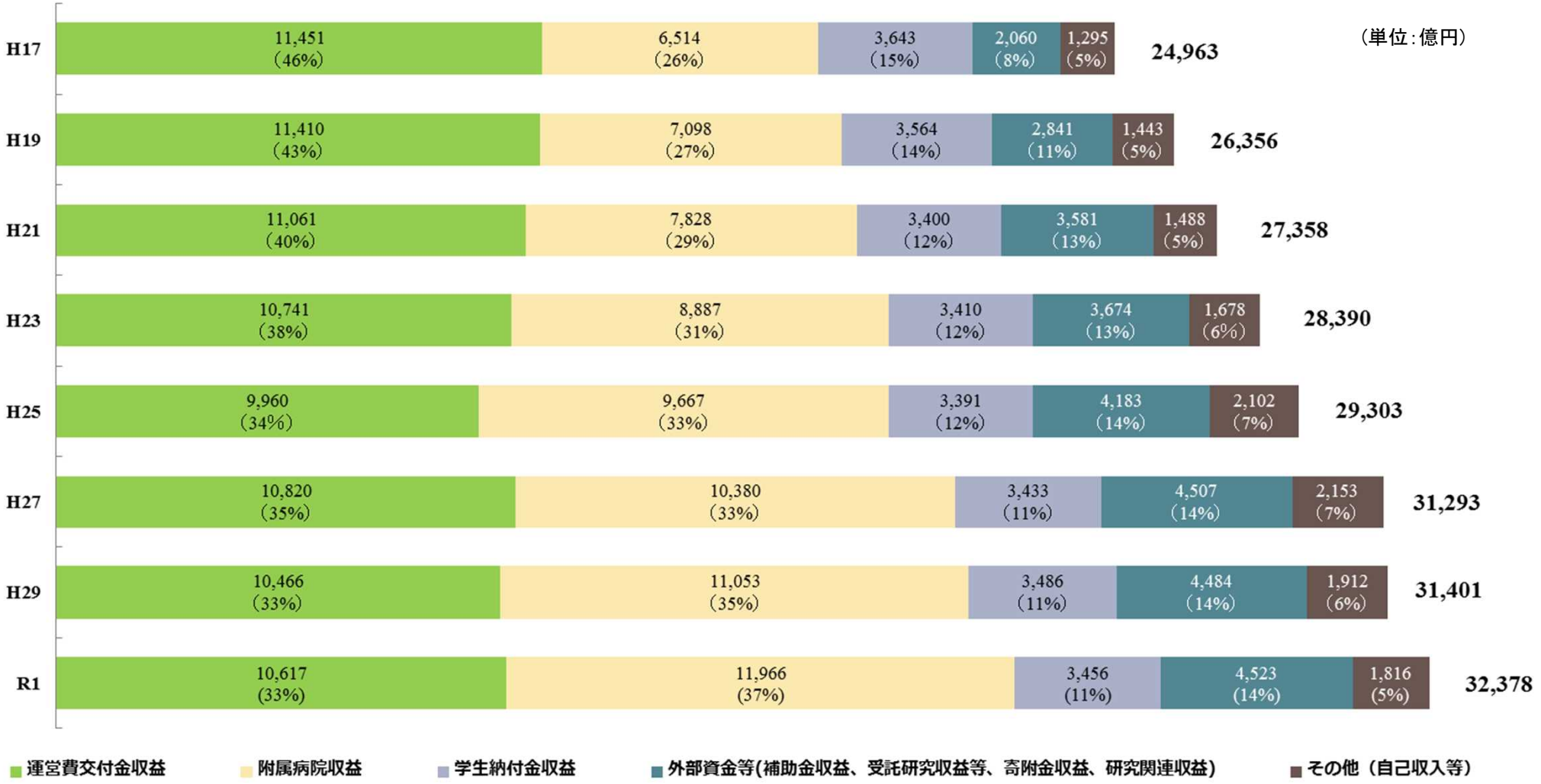

各国立大学法人「令和元事業年度財務諸表」等を基に作成

令和２年度国立大学法人運営費交付金予算額の構成・概要

令和２年度国立大学法人運営費交付金等予定額の構成
（大学共同利用機関法人を含む９０法人）

区　　分	令和元年度予算額	令和２年度予定額	対前年度増▲減額
国立大学法人運営費交付金等	１兆９７１億円	１兆１，０７０億円	１００億円
国立大学法人運営費交付金	１兆９７１億円	１兆８０７億円	▲１６４億円
高等教育修学支援新制度の授業料等減免分（内閣府計上）	－	２６４億円	２６４億円

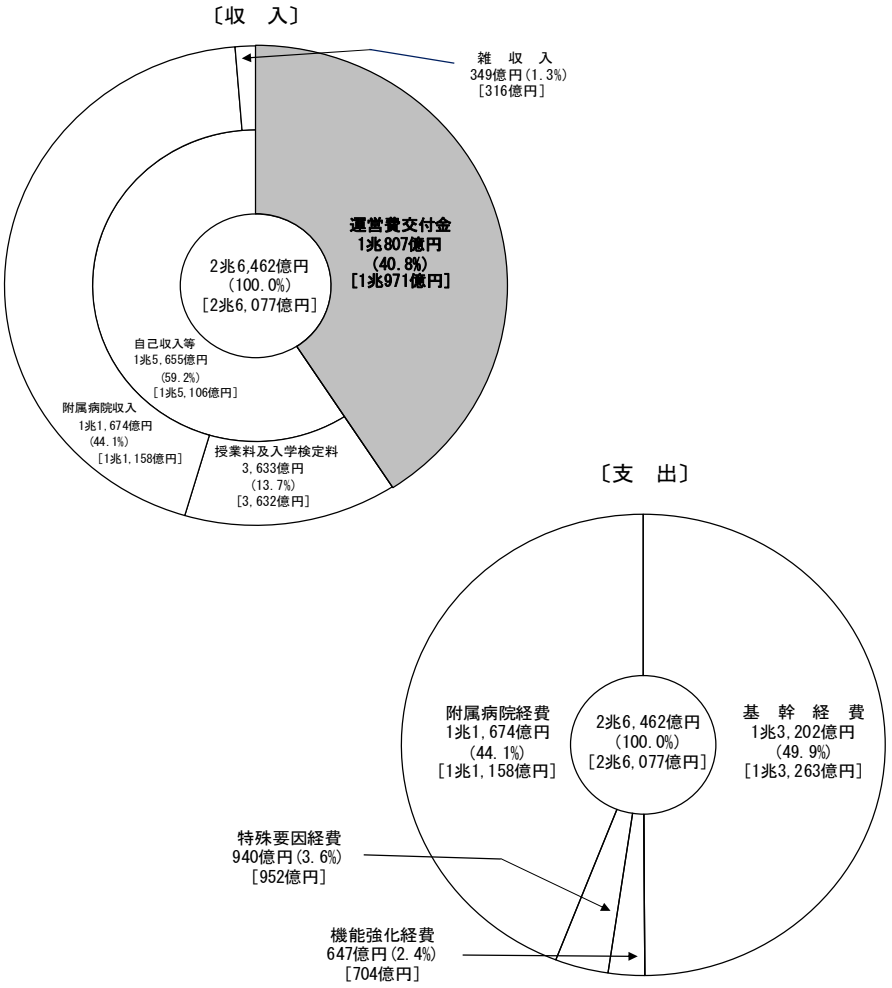

※1．各項目における[ ]書きは、前年度の金額である。
　2．外部資金（受託研究収入、寄附金収入、特許料収入等）など、運営費交付金算定対象外のものに係る計数は含んでいない。
　3．単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

令和２年度国立大学法人運営費交付金等予定額の概要
（大学共同利用機関法人を含む９０法人）

区　　分	令和元年度予算額	令和２年度予定額	対前年度増▲減額
国立大学法人運営費交付金等	１兆９７１億円	１兆１，０７０億円	１００億円
国立大学法人運営費交付金	１兆９７１億円	１兆８０７億円	▲１６４億円
高等教育修学支援新制度の授業料等減免分（内閣府計上）	－	２６４億円	２６４億円

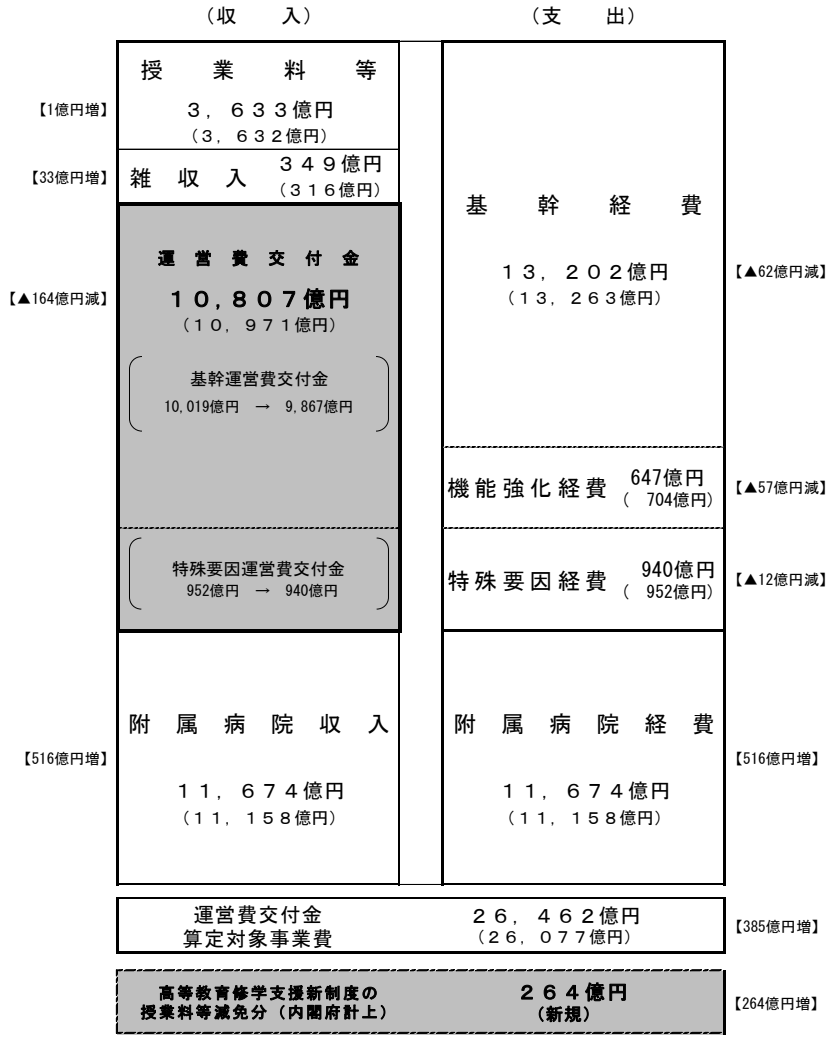

※1．各項目における( )書きは、前年度の金額である。
　2．外部資金（受託研究収入、寄附金収入、特許料収入等）など、運営費交付金算定対象外のものに係る計数は含んでいない。
　3．単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

運営費交付金算定ルールの概要(第３期中期目標期間)

■「運営費交付金算定ルール」は中期計画に記載する6年間の予算の大枠を算定するためのものであり、これによって各事業年度の予算額が決定するものではないことに留意

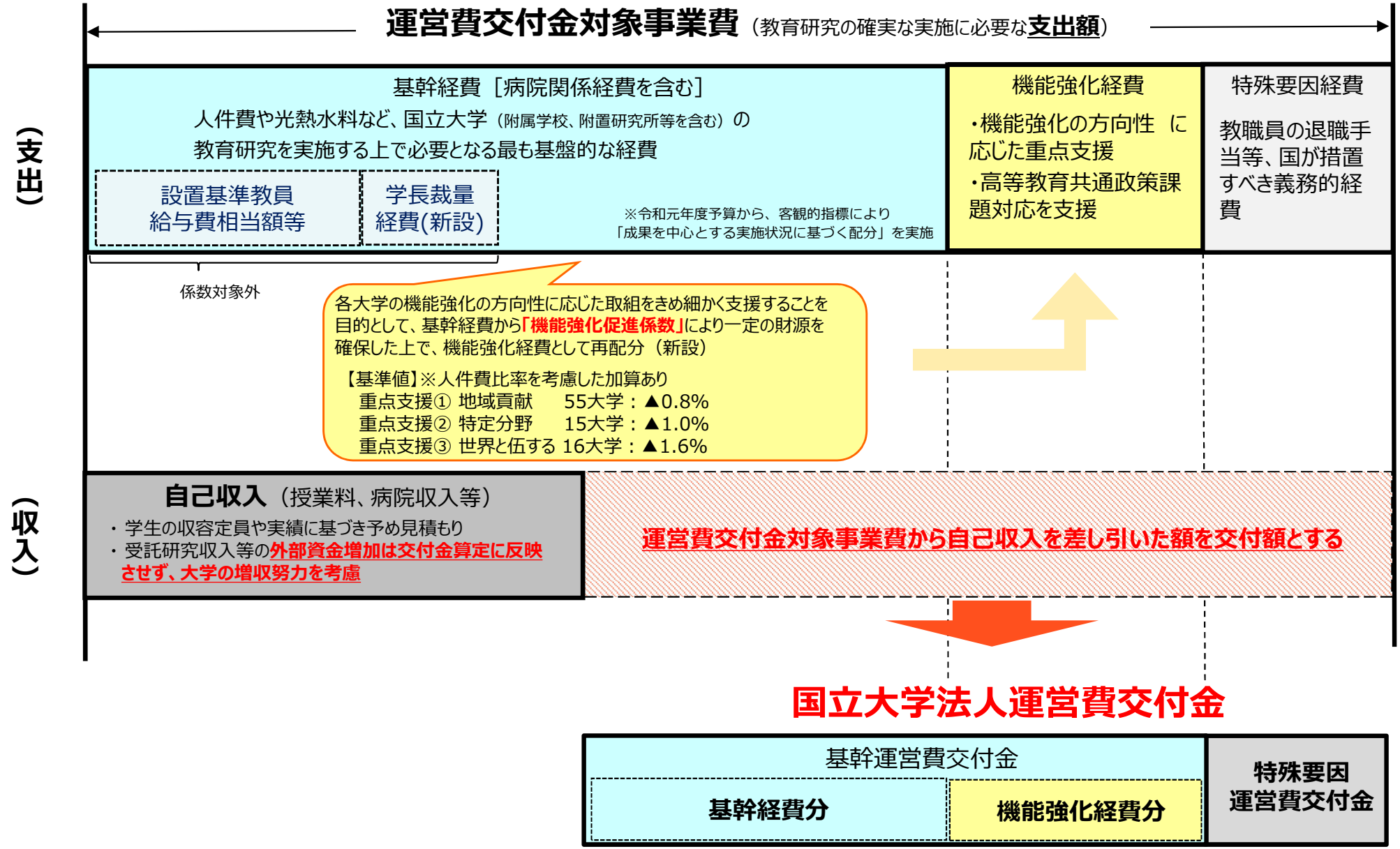

人件費・物件費の区分のない「渡し切り」

国立大学法人運営費交付金の全体イメージ

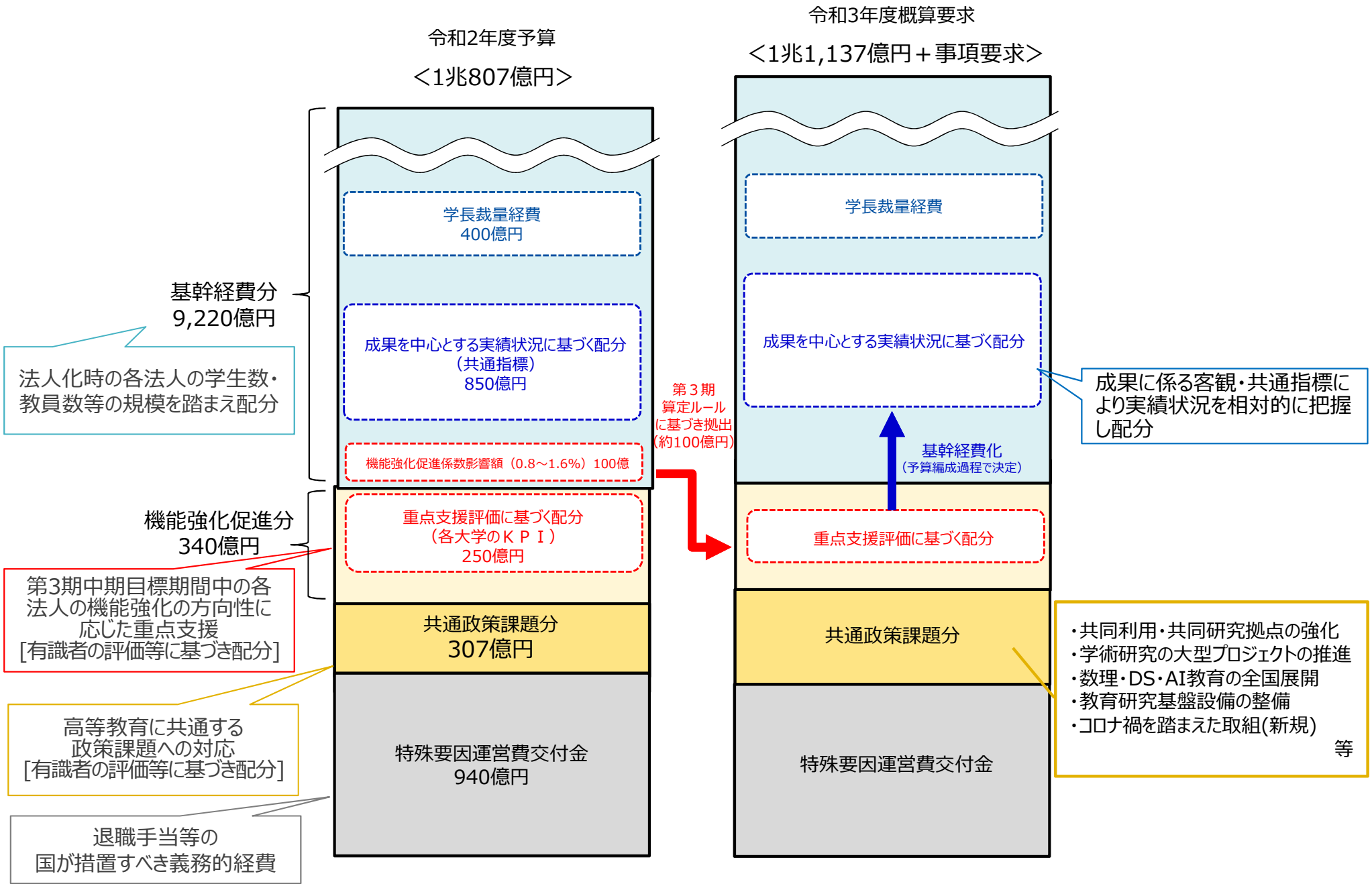

各法人の機能強化の方向性に応じた「３つの重点支援の枠組み」

国立大学法人(86大学)

■ 各大学の強み・特色を発揮し、**機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援**するため、 国立大学法人運営費交付金のなかに「３つの重点支援の枠組み」を創設。**各大学は3つの枠組みから１つを選択**

重点支援①	**地域のニーズに応える人材育成・研究を推進**	**５５大学**
重点支援②	**分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進**	**１５大学**
重点支援③	**世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進**	**１６大学**

■ 第３期中期目標期間の機能強化を実現するための**「ビジョン」「戦 略」**及び、その達成状況を把握するための**「評価指標（KPI）」を各大学が主体的に作成**

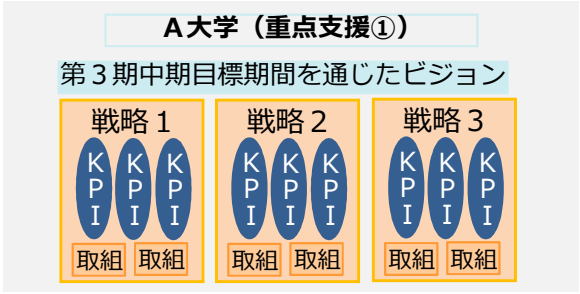

■ 全国立大学で**296の「戦略」、 944の「評価指標（KPI）」**を設定し、**PDCAサイクルの確立に向けて努力**

※2019年度。2018年度は1,847項目のKPIが設定されていたが、分かりやすさの観点から精選。

大学共同利用機関法人(4機構)

■ 大学共同利用機関法人の特性に応じて、**大学全体を俯瞰し、関連分野をはじめとする学術研究全般の研究機能を更に強化**するため、 国立大学法人運営費交付金のなかに「３つの重点支援の枠組み」を創設。**各機構は取組別に枠組みを選択**

重点支援①	**先導的なモデルとなる研究システムの創出につながる研究力強化の取組**
重点支援②	**大学の枠を越えた研究拠点を形成・強化する取組**
重点支援③	**大学全体を支える研究環境基盤を構築・強化する取組**

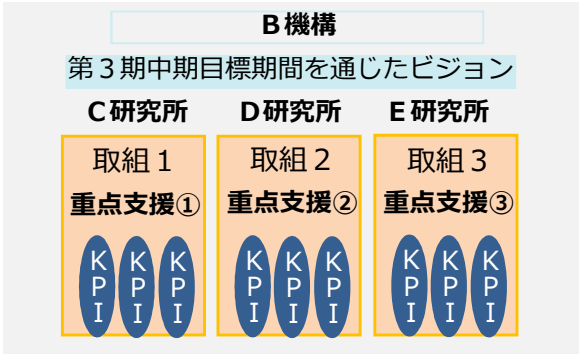

■ 全共同利用機関法人で**41の「取組」、137の「評価指標（KPI）」**を設定し、**PDCAサイクルの確立に向けて努力**

※2020年度

✓「評価指標（KPI）」の内容や**進捗状況を対象に、外部有識者からの意見を踏まえて評価**を行い、予算の重点支援に反映

✓ 各法人の**改革意欲を受け止め、強み・特色をさらに発揮することで、機能強化を一層加速**

2020年度予算の状況

○教育研究の安定性・継続性に配慮しつつ、改革インセンティブの向上を図るため、本枠組みの変動幅を2019年度に引き続き95%～105%に設定。（2020年度の対象経費は約250億円）

※2018年度の変動幅：77%～112%

○６年間の中期目標期間を通じた各法人の機能強化を支援するため、第３期中期目標期間中は本枠組みを継続して実施。

国立大学法人運営費交付金における３つの重点支援枠について

【重点支援①】

主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援

北海道教育大学
室蘭工業大学
小樽商科大学
帯広畜産大学
旭川医科大学
北見工業大学
弘前大学
岩手大学
宮城教育大学
秋田大学
山形大学
福島大学
茨城大学
宇都宮大学
群馬大学
埼玉大学
横浜国立大学
新潟大学
長岡技術科学大学
上越教育大学
富山大学
福井大学
山梨大学
信州大学
岐阜大学
静岡大学
浜松医科大学
愛知教育大学
名古屋工業大学
豊橋技術科学大学
三重大学
滋賀大学
滋賀医科大学
京都教育大学
京都工芸繊維大学
大阪教育大学
兵庫教育大学
奈良教育大学
和歌山大学
鳥取大学
島根大学
山口大学
徳島大学
鳴門教育大学
香川大学
愛媛大学
高知大学
福岡教育大学
佐賀大学
長崎大学
熊本大学
大分大学
宮崎大学
鹿児島大学
琉球大学

55大学

【重点支援②】

主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援

筑波技術大学
東京医科歯科大学
東京外国語大学
東京学芸大学
東京芸術大学
東京海洋大学
お茶の水女子大学
電気通信大学
奈良女子大学
九州工業大学
鹿屋体育大学
政策研究大学院大学
総合研究大学院大学
北陸先端科学技術大学院大学
奈良先端科学技術大学院大学

15大学

【重点支援③】

主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学を支援

北海道大学
東北大学
筑波大学
千葉大学
東京大学
東京農工大学
東京工業大学
一橋大学
金沢大学
名古屋大学
京都大学
大阪大学
神戸大学
岡山大学
広島大学
九州大学

16大学

国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について

仕組みの概要

各国立大学法人におけるマネジメント面での改革を一層推進するとともに、教育・研究の更なる質の向上を図る観点から、基幹経費において、成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づく配分を行う

令和２年度予算における評価・資源配分のイメージ

- 令和２年度予算においては、以下の指標などにより配分を実施（配分対象経費：８５０億円　配分率：８５%～１１５%）
- 令和元年度に活用したマネジメントに関する指標に加え、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標を令和２年度配分に適用

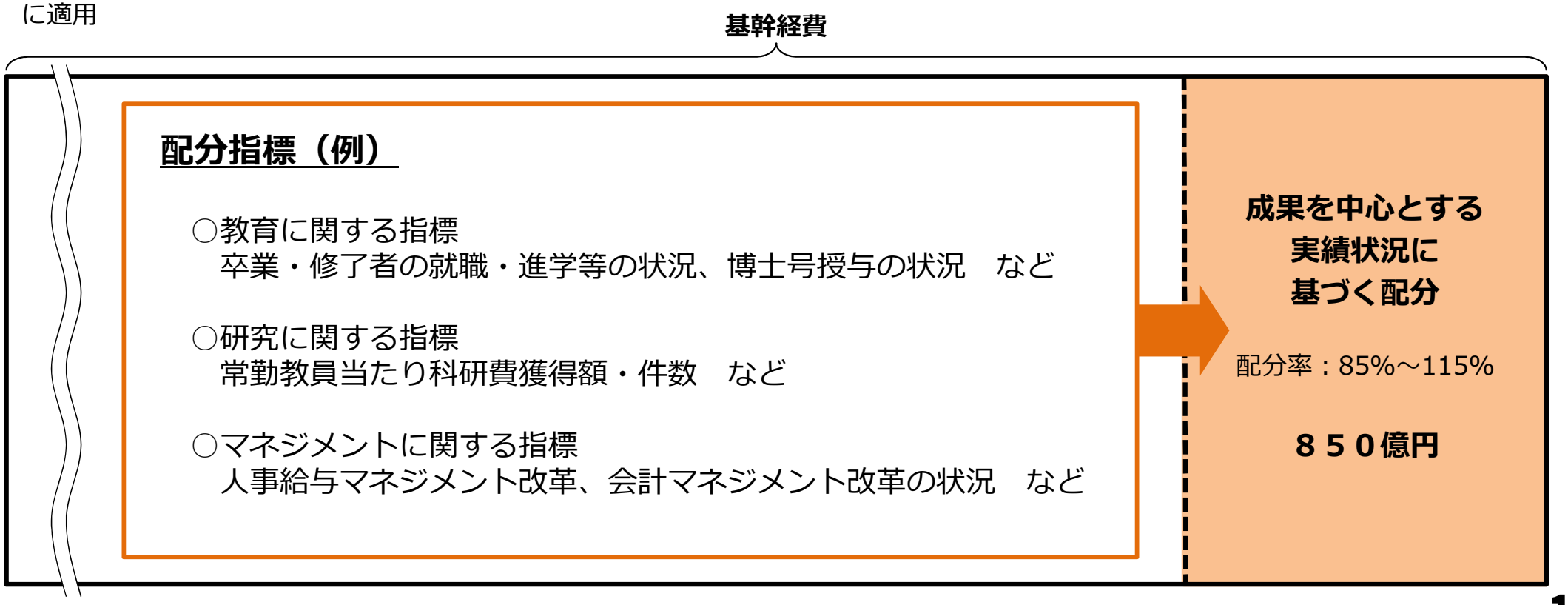

運営費交付金の配分の仕組み等に対する国立大学関係者の主な意見等

○　今後将来にわたって国立大学が総体としてパフォーマンスを向上させ、国や社会からの大きな負託に一層応えていくためには、運営費交付金全体の増額が必須ではないか。

○　国立大学法人評価、運営費交付金における重点支援（KPI）評価、共通指標評価については、一本化するなど効率化すべきではないか。

○　「３つの重点支援の枠組み」について、多くの国立大学が「３つの枠組み」のいずれにも当てはまる特色を有しているにもかかわらず、一つを選択することは各大学の活動に自らの枠をはめることにつながっているのではないか。

○　各大学の強み・特色に基づく機能強化の方向性に応じた重点配分のために導入された「３つの重点支援の枠組み」が、共通指標に基づく一律的な評価・配分のために使われるという一貫性を欠いた状況になっているのではないか。

○　毎年度評価を行い、その結果を運営費交付金の配分に反映させることや、評価指標が毎年度変更されることは、大学における教育研究活動の基盤を不安定化につながり、その水準向上等を阻害する要因となっているのではないか。評価に応じて配分する場合には、ピアレビューに基づいて行う仕組みとするべきではないか。

○　法人の長のビジョンに基づく機能強化を行うための特色ある取組に対し支援する仕組みは重要。その際、地方創生や、地方におけるイノベーション創出を担う人材を育成する国立大学の役割も踏まえ、中・小規模大学の教育・研究力向上にも資する仕組みとすることが重要ではないか。

「共通の成果指標に基づく相対評価」①（配分対象額・再配分率の拡大）

令和2年10月26日
財政制度等審議会資料

- 国立大学への運営費交付金について、教育・研究の質を高めるため、「共通の成果指標に基づく相対評価」を令和元年度に導入し、令和２年度に強化・拡充。
- 他方、令和２年度における実際の配分結果を見ると、
  ①約６割の大学において、基幹経費に対する影響が▲0.2%～＋0.2%に留まっている。
  ②最大でも＋0.7%、最小でも▲0.5%の影響しかない。
- 運営費交付金全体の配分に与えるインパクトが依然として小さく、引き続き配分対象額・再配分率を拡大する必要。

令和２年度における配分の見直し

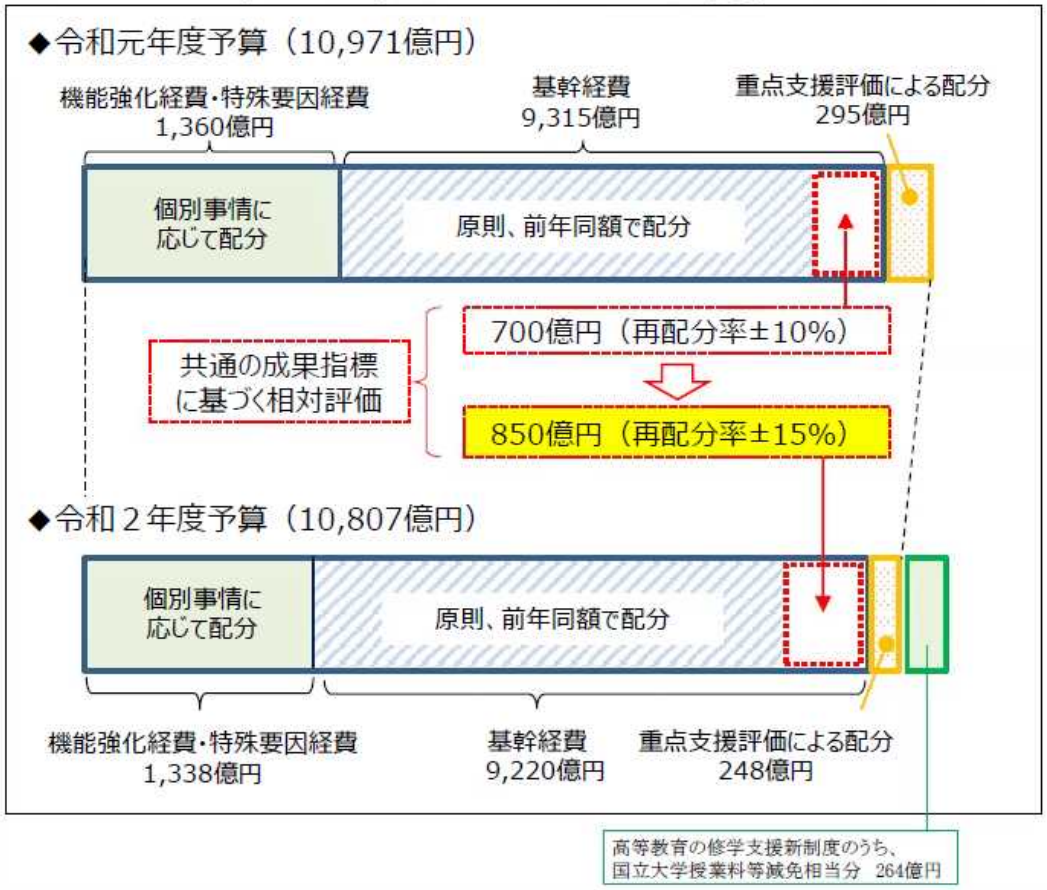

令和２年度の配分による基幹経費に対する影響

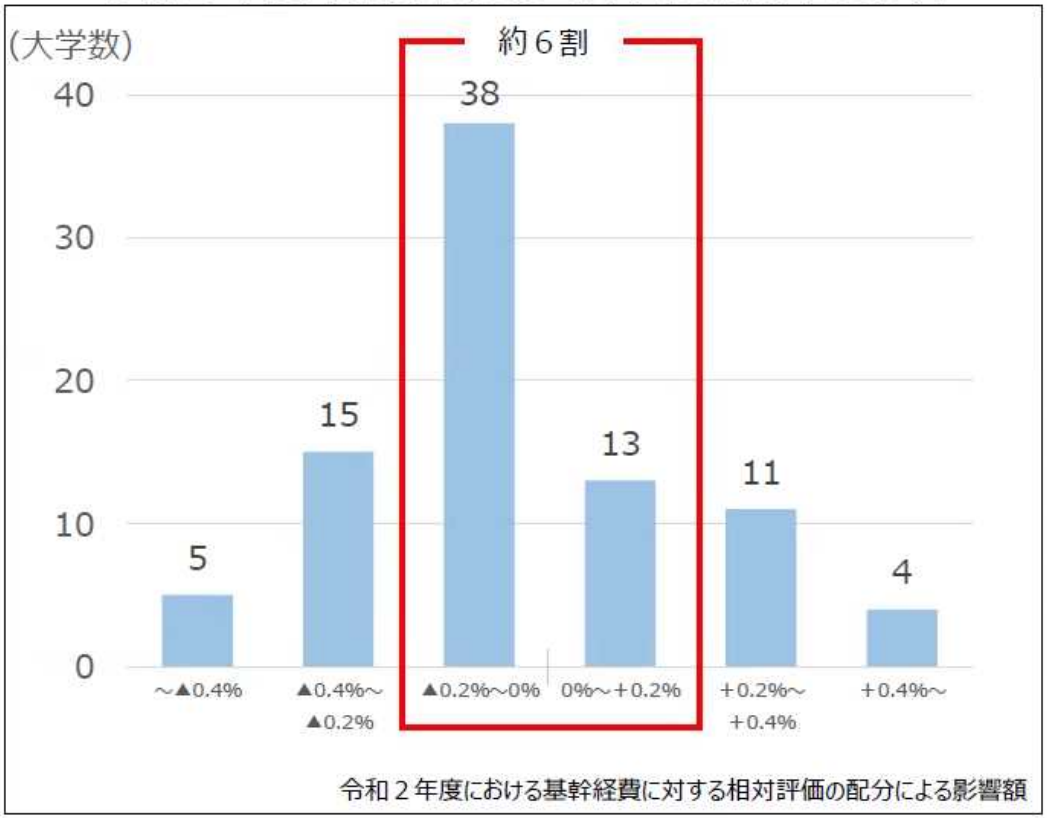

「共通の成果指標に基づく相対評価」②（評価結果を踏まえた成果指標の改善）

令和2年10月26日
財政制度等審議会資料

- 「相対評価」の評価結果を見ると、55指標のうち28指標については８割以上の大学が達成している状況であり、相対評価の指標としての機能が弱い。相対評価の指標にふさわしい、よりアウトカムを意識した指標に改善していくべき。
- 「相対評価」が大学改革へのインセンティブにつながるためには、評価結果の内訳が各学部に示され、学内での予算配分に活用されることが必要。例えば、評価に基づく学内配分を行う大学に対し、重点的な配分が行われるような指標を設定してはどうか。

令和２年度の評価において多くの大学が達成している指標

1	カリキュラム	能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れている
2	財務・会計	予算情報の共有状況（各学部の予算情報を学内全体に共有している）
3	財務・会計	決算情報の予算配分への活用状況
4	財務・会計	教育研究成果・実績等の予算配分への活用状況
5	カリキュラム	学生の資質を多面的・総合的に評価し伸長するための取組の実施
6	カリキュラム	ナンバリングの実施
7	カリキュラム	履修系統図の活用
8	カリキュラム	学生の学修成果の把握を行っている
9	人事・給与	年齢によらず、客観的な実績評価に基づく登用の仕組みの導入
10	人事・給与	多様な人材の獲得を目指した人事計画、人事方針
11	人事・給与	上記人事計画が順調に進んでいる
12	人事・給与	学術分野の特性に応じた評価の仕組みを取り入れている
13	人事・給与	年齢や職位に関わらず、優れた業績を適切に評価し、処遇に反映
14	財務・会計	予算・決算の管理（収支・損益の両方を管理）
15	施設	施設利用状況調査に基づく施設利用計画の策定と有効活用の実施状況
16	施設	講義室等の稼働率調査及び改善策の実施状況
17	施設	スペースチャージの実施状況
18	施設	ユーザーへの施設満足度調査等の実施状況と調査結果のフィードバック
19	施設	予防保全の実施状況
20	施設	施設の重要度・老朽化評価等による整備や維持管理の優先付けの状況
21	カリキュラム	カリキュラム編成に当たり、企業等と連携する仕組みを設けている
22	人事・給与	大学として目指すべき適正な年齢構成を定めている
23	人事・給与	評価結果を処遇に反映する際に、給与以外の活用方法を取り入れている
24	人事・給与	評価作業の負担軽減、評価者に対する研修等、評価の透明性に配慮
25	財務・会計	決算情報の共有状況（各学部の決算情報を学内全体に共有している）
26	財務・会計	ステークホルダーに対する対話型の情報開示の状況
27	施設	建築基準法第12条第１項の規定等に基づく点検と改善計画の策定状況
28	施設	上記法定点検対象外建物における点検と改善計画の策定状況

■は、全大学が達成、■は９割の大学が達成、■は８割の大学が達成した指標。

（出典）文部科学省公表資料等より財務省作成

指標の学内活用・情報公開

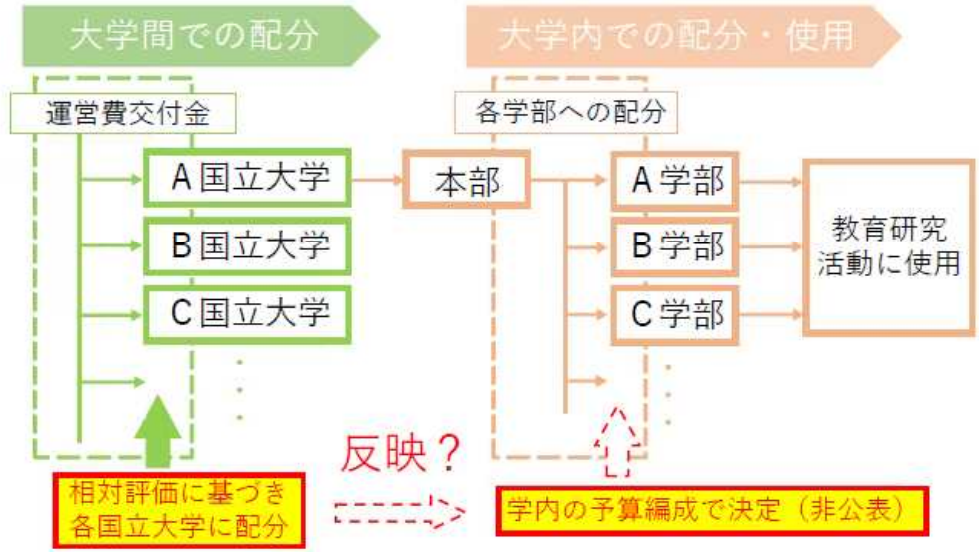

- 学系ごとの評価結果が各学部にフィードバックされていないのではないか
- 評価結果が学内の予算配分に活用されているか
- 大学間競争を促し、改革へのインセンティブを強めるためにも、学系ごとの評価を含む詳細な評価結果を公表すべき

国立大学法人に対する評価

令和2年10月26日
財政制度等審議会資料

- 国立大学法人に対する評価が多すぎ、大学の事務負担増にもつながっている。
- 内容面も一部重複が見られるところであり、評価の統廃合を行うべきではないか（特に、国立大学法人評価（４年目・６年目の中期目標期間評価を除く）や重点支援評価のあり方について見直すべきではないか）。

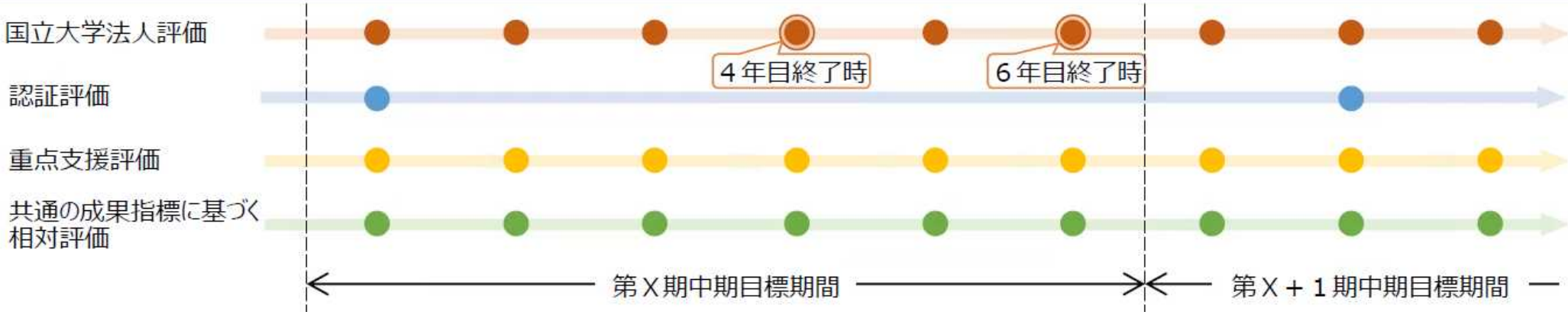

○各評価の内容

	国立大学法人評価	認証評価（機関別）	運営費交付金	
			重点支援評価	共通の成果指標に基づく相対評価
目　的	中期目標・中期計画を着実に実施し、投じた国費が有効・適切に使用されたかどうかを国として検証	大学等の教育研究水準の向上	各法人の強み・特色を発揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援	大学等の成果や実績を評価することを通じて一層の経営改革を推進
評価主体	国立大学法人評価委員会 教育研究面については、大学改革支援・学位授与機構の評価結果を尊重	文部科学大臣が認証した評価機関	有識者会議	文部科学省
評価期間	年度評価：毎年度（業務運営・財務内容） 中期目標期間評価：4年目と6年目終了時（教育研究）	7年以内	毎年度	
評価基準	法人が策定した中期目標・中期計画の進捗・達成状況	認証評価機関が自ら定める大学評価基準	法人が設定した「ビジョン」「戦略」「評価指標」の進捗・達成状況	成果に係る客観・共通指標に基づく実績
評価項目	教育・研究・業務運営・財務等	教育・研究・財務等	教育・研究・業務運営・財務等	教育・研究・経営改革
評価結果	次期の中期目標・中期計画の内容や運営費交付金に反映 ※運営費交付金への反映は中期目標期間評価結果のみ	資源配分や行政処分に直接反映することはない	運営費交付金に反映	

国立大学の今後の改革の方向性について

これまでの改革の状況

評価に基づく配分（運営費交付金）

○ **「成果を中心とする実績状況に基づく配分」を導入**（R元～）
→ 成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づく配分
【令和元年度：700億円　令和２年度：850億円】

○ **「３つの重点支援の枠組み」による評価に基づく再配分**
→ 各大学の強み・特色を発揮し、機能強化を推進（H28～）
【重点支援①】地域のニーズに応える人材育成・研究を推進(55大学)
【重点支援②】分野毎の優れた教育研究拠点やﾈｯﾄﾜｰｸの形成を推進(15大学)
【重点支援③】世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進(16大学)

財務基盤の強化

○ **外部資金受入額は、法人化以降、大きく増加**

【寄附金受入額の推移】

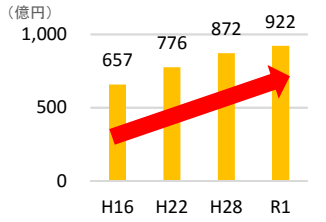

【受託研究・受託事業・共同研究受入額の推移】

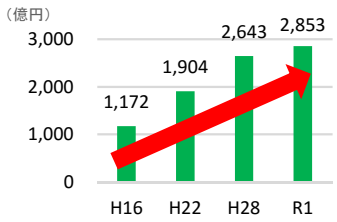

※国立大学法人の財務諸表より作成

世界最高水準の教育研究

○ **世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる法人を「指定国立大学法人」として指定（現在７法人を指定）**

平成29年　6月30日　東北大学、東京大学、京都大学を指定
平成30年　3月20日　東京工業大学、名古屋大学を指定
平成30年10月23日　大阪大学を指定
令和 元年　9月　5日　一橋大学を指定

大学間ネットワークの強化

○ **大学等の管理運営等の改善等を図るため、一つの国立大学法人が複数の大学を設置することが可能となる制度改正**

→ 国立大学法人東海国立大学機構 設置（R2）
（国立大学法人岐阜大学＋国立大学法人名古屋大学）

【法人統合に向けた検討状況】
・ 静岡大学、浜松医科大学（R3予定）
・ 奈良教育大学、奈良女子大学（R3予定）
・ 小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学（R4予定）

更なる国立大学改革の推進

2019年
- 2月：「人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」策定
  （業績評価・処遇への反映、年俸制の見直し、ﾃﾆｭｱﾄﾗｯｸ制・ｸﾛｽｱﾎﾟｲﾝﾄﾒﾝﾄ制度の活用）
- 5月：経営改革を推進する法律等の制度改正
  （一法人複数大学制度、外部理事の複数登用、国立大学法人評価と認証評価の連携）
- 6月：第４期中期目標期間（2022年度～）を見据えた「国立大学の改革方針」策定
  （国立大学の役割、改革の方向性等）

2020年
- 1～2月：指定国立大学が先導する国立大学法人制度の抜本的改革に向けた検討の着手
  （真の自立的経営に相応しい法的枠組みの再検討、新たな自主財源確保を可能とする各種制度整備）
- 3月：「国立大学法人ガバナンス・コード」策定
  （大学のミッション・戦略の明確化、経営協議会等の体制、ステークホルダーへの情報開示等）

第４期中期目標期間
2022年～（6年間）

国立大学改革方針【概要】

策定の趣旨

- 中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を踏まえ、国立大学協会等の関係者と議論
- 第３期中期目標期間後半の取組の加速と、第4期中期目標・中期計画の策定に向けた議論のキックオフとして、改革の方向と論点を提示
- 本方針を基に、各国立大学との徹底対話

これからの社会の姿

- デジタル化を背景とした知識集約型社会へのパラダイムシフト
- 高等教育のグローバル化
- 少子高齢化、地域分散型社会の形成への対応

→

- 持続可能でインクルーシブな社会
- 多様性にあふれる社会

国立大学の機能と役割

○知識集約型社会において知をリードし、イノベーションを創出する知と人材の集積拠点としての役割。国立大学こそが社会変革の原動力

○地域の教育研究拠点として、各地域のポテンシャルを引き出し、地方創生に貢献する役割

国立大学の強み
知と人材が集約し、全国に戦略的に配置

取り組むべき方向性

1．徹底的な教育改革
- 文理横断的・異分野融合的な知を備えた人材の育成
- 学修時間の確保や厳格な出口管理

2．世界の「知」をリードするイノベーションハブ
- イノベーション創出の基盤となる基礎研究の強化
- 女性研究者、若手研究者等の多様な人材の登用・活躍促進

3．世界・社会との高度で多様な頭脳循環
- 組織全体を貫徹した大学の国際化の加速
- リカレント教育の充実

4．地域の中核として高度な知を提供
- 「地域連携プラットフォーム（仮称）」を通じた地域構想策定
- 地方創生の中心を担い、地域経済を活性化

5．強靱なガバナンス
- 人事給与マネジメント改革
- 教育研究コストの「見える化」

6．多様で柔軟なネットワーク
- 「大学等連携推進法人（仮称）」を活用した教育研究資源の共有
- オンラインを活用した教育基盤の共有体制の構築

7．国立大学の適正な規模
- 各大学が求められる役割を果たすために必要な規模の在り方を議論
- 教員養成系大学・学部の高度化と、他大学との連携・集約

→ 各国立大学と徹底対話 → 第4期中期目標・中期計画の策定プロセス → 各大学の特色・機能がさらに発展・明確化

文部科学省の取組

○手厚い支援と厳格な評価の徹底
- 様々な取組を実現するための戦略的な資源配分
- 運営費交付金算定におけるアウトカム指標の開発と活用

○規制緩和と体制整備
- 指定国立大学法人の更なる規制緩和と財源の多様化
- 積極的な資産活用、留学生授業料弾力化等のための規制緩和

国立大学改革方針の取り組むべき方向性と関連する主な支援

※（　）内は前年度予算額

① 運営費交付金による重点支援等

1）成果を中心とする実績状況に基づく配分
【令和２年度予算：850億円（700億円）】
→ 共通指標に基づく客観性の高い評価・資源配分の仕組みにより、教育研究の安定性・継続性に配慮しつつ、改革インセンティブを向上

2）３つの重点支援の枠組みによる重点支援
【令和２年度予算：約250億円（約300億円）】
→ 各大学の機能強化の戦略について、各大学が定める成果指標（ＫＰＩ）に基づき進捗状況を評価し、再配分

3）教育研究組織整備に対する重点支援
【令和２年度予算：7億円（新規・拡充分）】
→ 各大学の中長期的な方向性を見据えた意欲的な教育研究組織整備に要する人件費相当額について重点支援

4）機能強化経費による重点支援
【令和２年度予算：307億円】
・数理・データサイエンス教育の全国展開
・共同利用・共同研究拠点の強化
・基盤的設備等整備　等

② 経営改革促進事業による支援

【令和２年度予算：47億円（45億円）】
○ 大学間連携や産学連携の推進等、地方の中核大学として地域イノベーションを創出する取組

○ 世界最高水準の教育研究の展開に向けて、研究力の飛躍的向上と産学連携体制の抜本的強化等により経営改革を実現する取組　等

■取り組むべき方向性■

1.徹底的な教育改革
・文理横断的・異分野融合的な知を備えた人材の育成
・学修時間の確保や厳格な出口管理

2.世界の「知」をリードするイノベーションハブ
・イノベーション創出の基盤となる基礎研究の強化
・科学技術イノベーションシステムと研究基盤の充実
・女性研究者、若手研究者等の多様な人材の登用・活躍促進

3.世界・社会との高度で多様な頭脳循環
・組織全体を貫徹した大学の国際化の加速
・リカレント教育の充実

4.地域の中核として高度な知を提供
・「地域連携プラットフォーム（仮称）」を通じた地域構想策定
・地方創生の中心を担い、地域経済を活性化

5.強靱なガバナンス
・人事給与マネジメント改革
・教育研究コストの「見える化」

6.多様で柔軟なネットワーク
・「大学等連携推進法人（仮称）」を活用した教育研究資源の共有
・オンラインを活用した教育基盤の共有体制の構築

大学教育再生の戦略的推進

○ 卓越大学院プログラム
【令和２年度予算：77億円（74億円）】
○ 知識集約型社会を支える人材育成事業
【令和２年度予算：4億円（新規）】
○ 大学教育のグローバル展開力の強化
【令和２年度予算：45億円（47億円）】

科学技術イノベーションの推進

○ 科学研究費助成事業
【令和２年度予算：2,374億円（2,372億円）】
○ 戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）
【令和２年度予算：418億円（424億円）】
○ 「創発的研究」の場の形成
【令和２年度予算：1億円（新規）】
【令和元年度補正予算：550億円】
○ 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）
【令和２年度予算：59億円（67億円）】
○ 先端研究基盤共用促進事業
【令和２年度予算：12億円（14億円）】
○ 卓越研究員事業　【令和２年度予算：16億円（18億円）】

地方創生の推進

○ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業
【令和２年度予算：3億円（新規）】
○ 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム
【令和２年度予算：36億円（36億円）】
○ 地方大学・地域産業創生交付事業（内閣府）
【令和２年度予算：97.5億円（97.5億円）】
※ 文部科学省計上分25億円を含む

民間資金獲得等の促進

○ 国立大学イノベーション創出環境強化事業
※ 令和元年度予算配分額：15億円（内閣府）

国立大学等施設の整備

○ 国立大学法人等施設整備
【令和２年度予算：361億円（347億円）】
【令和２年度予算（臨時・特別の措置）：430億円】
【令和元年度補正予算：320億円】

「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」について

経済財政運営と改革の基本方針2019における関連箇所の記載

第３章 経済再生と財政健全化の好循環
２．経済・財政一体改革の推進等　（２）主要分野ごとの改革の取組　④ 文教・科学技術
（基本的考え方）
イノベーション創出の中核としての国立大学法人については、指定国立大学が先導して、世界の先進大学並みの独立した、個性的かつ戦略的大学経営を可能とする大胆な改革を可及的速やかに断行する。そのため、より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国は国立大学との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に相応しい法的枠組みの再検討を行う。その際、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する。また国は、各大学が学長、学部長等を必要な資質能力に関する客観基準により、法律に則り意向投票によることなく選考の上、自らの裁量による経営を可能とするため、授業料、学生定員等の弾力化等、新たな自主財源確保を可能とするなどの各種制度整備を早急に行う。また各大学は、グローバル人材を糾合できる世界標準の能力・業績評価制度とそれに基づく柔軟な報酬体系を早期に確立させる。あわせて、現代の世界において英語が共通言語化されている状況を踏まえ、真に世界に伍していける大学実現に向け、日常的な英語による教育研究の早期実現を目指す。

「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」において検討する事項

・国と国立大学法人との間「自律的契約関係」について
・戦略的な大学経営について（世界標準の能力・業績評価制度・報酬体系の確立、現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」の廃止も含めた抜本的簡素化、学長、学部長等の選考方法の在り方　など）
・経営基盤を強化するための規制緩和について（授業料、学生定員の弾力化、長期借入・大学債の要件緩和　など）
・世界最高水準の教育研究環境の早期実現（日常的な英語による教育研究の早期実現　など）

今後のスケジュール

○令和２年中（予定）：審議まとめ

「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」について

検討会議メンバー（敬称略、五十音順）

上山　隆大	総合科学技術・イノベーション会議議員
大野　英男	東北大学長
金丸　恭文	フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長、グループCEO（座長）
五神　　真	東京大学長
小林　喜光	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長、 総合科学技術・イノベーション会議議員(非常勤)
篠原　弘道	日本電信電話株式会社取締役会長、 総合科学技術・イノベーション会議議員(非常勤)
曄道　佳明	一般社団法人日本私立大学連盟副会長、上智大学学長
冨山　和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役ＣＥＯ
濵口　道成	国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
星　　岳雄	東京大学大学院経済学研究科教授
松尾　　豊	東京大学大学院工学系研究科教授
松本　美奈	一般社団法人Ｑラボ代表理事、ジャーナリスト
宮内　　忍	宮内公認会計士事務所所長
柳川　範之	東京大学大学院経済学研究科教授
山極　壽一	京都大学長

令和２年９月時点

国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～　中間とりまとめ

令和２年９月　国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議

経営裁量を拡大し、世界の先進大学並みの自律した、個性的かつ戦略的大学経営を可能とする国立大学法人を実現

知識集約型社会へ移行する中、産業の新陳代謝を促す推進力として、社会変革を駆動する真の経営体へ国立大学法人を転換

全世界的なDXの変革が進む中、大学経営の新モデル（大学ニューノーマル）で機能を拡張した国立大学法人を駆動力として、日本社会の大転換を加速

国立大学法人と国との関係（自律的契約関係）

- 法人化により、日常的な文科大臣の包括的な監督から、目標管理型へ大きく変わり、法人化の長所を活かした改革は一定程度進んだが、国の管理の仕組みや大学内部の横並びの慣習で、**自律的、個性的かつ戦略的な経営体への転換は道半ば**
- 知識集約型社会への移行期において、国立大学法人に期待される役割が拡大し、**機能を拡張し続けることが求められ、社会から相応の支援を得ることが不可欠な状況**

- **国との関係性における新たな枠組み（自律的契約関係）を再定義**
  - ➡ 国は、国立大学法人に負託する役割や機能の発揮が出来る環境構築に責任を持つとともに、法人が自らの裁量で機能を拡張できるよう、規制による事前管理型から事後チェック型へ
  - ➡ 国が毎年度財政措置を講ずるに当たって求められる必要な関与と、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた形へ（国が個々の国立大学法人の経営全般にわたる目標を予め設定して管理する枠組みは、自ら多様な目的を持って自律的に発展していく国立大学法人には馴染まない）
- **多様なｽﾃｰｸﾎﾙﾀﾞｰを巻き込み、社会変革の駆動力として成長し続ける経営体※1へ転換**
  - ➡ 国立大学法人は、国から負託された業務を確実に遂行することに加え、多様なｽﾃｰｸﾎﾙﾀﾞｰとのｴﾝｹﾞｰｼﾞﾒﾝﾄ※2を通じて信頼関係を深める、ｽﾃｰｸﾎﾙﾀﾞｰを巻き込んだ大学経営モデルへ

※1 新たな資金循環を駆動する機能を持ち、自ら成長し続ける仕組みを内包し、その機能で経済社会システムを変革させることを目指す組織体
※2 主体的に深い対話や共創等を通じた強い関与により、築き上げた信頼関係をもとに、責任を果たし、相互理解を得て、互恵的に協働すること

経営裁量の拡大を可能とする規制緩和

- 国立大学法人が真の経営体となるためには、「経営裁量を拡大出来る手段」、つまり**拡張した機能による活動が新たな投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを開発**していくことが必要
- 国は、国立大学法人が**自らの裁量において戦略的・長期的に安定して活用できる資金を確保し、循環拡大することができる仕組み**を作ることが急務

新たな時代の「大学ﾆｭｰﾉｰﾏﾙ」の早期実現

- 国は、**大学設置基準の学修単位数や収容定員等の考え方**等について、**新たな時代の「大学ニューノーマル」の早期実現に向けた弾力化**を早急に検討すべき
- 国及び国立大学法人は、**教員の働き方**について、**制度面及び実務面における運用上の工夫・改善**も早急に進めるべき

中期目標・中期計画の在り方

- 国：**国立大学法人に求める役割や機能に関する基本的事項を大枠の方針**として示すべき
- 国立大学法人：その中から、**自らの大学経営の目標に照らして、自身のミッションとして位置付けるものを選択**し、これを達成するための方策について、**自らの責任で6年間で達成を目指す水準や検証可能な指標を中期計画に明確に規定**することが不可欠

評価の在り方

- 国：**評価全体を簡素化**するとともに、法人評価について、**毎年度の年度評価を廃止**し、原則として、6年間を通した業務実績を評価することとすべき
- 国立大学法人：**ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ・ｺｰﾄﾞへの適合状況等の積極的な公表を行う**とともに、それぞれが毎年度行う**自己評価**において、国以外のｽﾃｰｸﾎﾙﾀﾞｰの視点も取り入れ、**充実・強化**を図るべき

内部統制に係る組織の在り方

- 国：**法人に置くべき組織やその構成、役割などの大枠を示すに留め**、その他の事項については、**法人の経営判断に委ねる**べき（**経営の柔軟性**）
- 国立大学法人：多様なｽﾃｰｸﾎﾙﾀﾞｰからの信頼を確実に獲得していくため、学長選考会議及び監事が持つ**牽制機能について可視化させる**ことが必要（**牽制機能の可視化**）
- 国立大学法人：**学長選考会議が自らの権限と見識**において、法人の長に求められる人物像に関する**基準を明らかにする**とともに、**広く学内外から**法人の長となるにふさわしい者を求め、**主体的に選考**を行うべき。また、学長等の**幹部候補を発掘、育成、プールする仕組み**も重要

会計制度・会計基準

- 国以外の**多様なｽﾃｰｸﾎﾙﾀﾞｰの目線からも理解しやすい財務諸表等へ改善**を図ることが必要
- 国立大学法人が自ら獲得した多様な財源を**戦略的に積立てる仕組みの創設**や、次期中期目標期間に**繰り越しが出来るよう目的積立金の見直し**を行うべき

先行投資財源の確保とその循環拡大

- **大学債発行等**について、**対象事業及び償還期間の更なる拡大・長期化**の検討が必要
- OI支援機能や実用化を目指した共同研究・受託研究等の**研究開発機能**についても、**出資可能な対象事業とする**ために必要な措置を講ずる等すべき
- 複数の国立大学法人による**余裕金の共同運用**について、大臣認定に関する**運用を見直す**べき
- 国立大学法人において、公的研究費の**間接経費収入が中長期の財源として活用**できるよう、また、経営体として自ら獲得した財源の間接経費収入の**使途の在り方について検討**を行うべき

定員管理等の柔軟化

- 学位の分野の変更なく、収容定員の総数が増えない場合、**学部・学科の再編等**を伴う定員変更に必要な手続きについて、**抜本的に簡素化**するべき
- 抑制的に取り扱ってきた**国立大学の学部収容定員の在り方を柔軟に取り扱う**ことも含め、魅力的な地方大学の実現に向けた取組を強化するべき
- **優秀な留学生の確保**のため、**定員管理の弾力化**を迅速に講ずると共に、**留学生の授業料の設定の在り方についても柔軟化**を図ることが必要
- **JDﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの更なる拡大**のため、国内大学、連携先大学それぞれでの**最低修得単位数の軽減**や連携先大学が主となって管理する**留学生定員の扱い等について柔軟化**策を講じるよう取り組むべき

国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～　中間とりまとめ（抄）

令和２年９月　国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議

２．国立大学法人と国との関係（自律的契約関係）

（１）基本的な考え方

国立大学法人は、平成16年4月の法人化により、文部科学省が設置する国の教育研究機関から、それぞれが独立した法人格をもつ組織になった。目指したのは、高い自主性・自律性を持ち、競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな大学として自ら変革し続けることができる国立大学を実現することだった。国立大学が、日常的に文部科学大臣の包括的な監督に服するのではなく、国が中期目標・中期計画及びその達成状況等を評価する国立大学法人評価（以下「法人評価」という。）を行う目標管理型による形へと大きく変わり、法人化以降、6年間の中期目標期間のサイクルを三度終えようとしている。

その間、自律的な運営を確保するという 法人化の長所を生かすとともに、ミッションの再定義[1]等も踏まえた各国立大学の改革が本格化し、大学の強み・特色の明確化、グローバル化、イノベーション創出等の機能強化の取組などが進められた。その結果、法人化当初から平成30年度までの間で、運営費交付金は1,048億円減少した一方、外部資金等が2,734億円増えたことで、経常収益は1.3倍となるなど[2]、国立大学の財務構造は変化してきている。また、約10年間で廃止・転換された学科数は600弱、平成22年度における国立大学の全学科数の約5割に達し、かつ特色ある学部等が設置されるなど、組織構造の改革による教育研究活動の活発化も図られてきた。

一方、国の一組織であることを前提としたかのような国の管理の仕組みや大学間の結果の平等を偏重するマインドが国に残っていることも否めない。また、各大学においても、大学内部における横並びの慣習などにより、法人化当初に描いていた、「競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな魅力ある国立大学」の姿は未だ実現しているとは言い難い。これらの点は、平成28年の国立大学法人法の改正により、指定国立大学法人制度を創設し、世界最高水準の教育研究活動の展開を推進しようという動きをも阻害しかねない。

したがって、第4期中期目標期間を迎える今、大学がより自律的に、個性的かつ戦略的経営を行うことができるよう、改めて国立大学法人と国との関係を見直し、新たな段階へと再定義していくことが喫緊の課題である 。

さらに、知識集約型社会への大転換により世界が多様化・複雑化し、国立大学法人が時代を切り拓く人材を輩出し知識を紡ぎ出すなど、知の インフラ基盤として社会に価値を提供し続けることが一層求められるようになった。加えて、デジタル化を原動力として、個人のニーズに応じた多様な働き方や暮らし方が実現するであろうニューノーマル時代においては、国立大学法人が多様な個性を生かして、タイムリーに社会と新しい価値を共創していくことが期待される。このように国立大学法人に期待される役割が大きくなる中、機能を拡張し続けることが求められるが、それを可能なものとするためには、社会からの相応の支援を得ることが不可欠である。したがって、国立大学法人は、納税者である国民はもとより、学生、卒業生、研究者、学界、産業界、地方自治体をはじめとした国内外の多様なステークホルダーと積極的に関わり合い、拡張した機能による活動が新たな投資を呼び込むことで、社会変革の駆動力として成長し続ける戦略的な大学、いわば真の経営体に転換することが急務である。ここで言う真の経営体とは、受け身ではなく主体的・能動的に社会に働きかけ、新たな資金循環を駆動する機能を持ち、自ら成長し続ける仕組みを内包させることが必要である。そして、知的資産を収益化させる発想に留まらず、より良い未来社会づくりに向けて、新しい資金循環を駆動する機能により、経済社会システムを変革させることを目指すべきである。

以上の背景を踏まえ、国は、国立大学法人に負託する役割や機能の発揮が出来る環境構築に責任を持つとともに、国立大学法人が国のパートナーとして自らの裁量で機能を拡張し社会と常に対話できるよう、規制による事前管理型から事後チェック型を基本思想とした、国との関係性における新たな枠組み「自律的契約関係」）を構築すべきである。また国立大学法人は、国から負託された業務を確実に遂行することに加え、真の 経営体として多様なステークホルダーとのエンゲージメント[3]を通じて信頼関係を深めることが必要である。したがって、そのようなステークホルダーを巻き込んだ 大学経営モデルを構築するため、ステークホルダーとの対話を確実に行うべく、国立大学法人は、活動成果の可視化や、徹底した情報公開による透明性の確保、さらには外部の視点を取り入れた評価の多元化を講ずるべきである。なお、ここでいう「自律的契約関係」とは、以下で述べる新たな中期目標及び中期計画により、国と国立大学法人それぞれの責任を明確にすることで、その関係性を自律的なものにすることを企図しており、公共的価値の創出を期待されている国立大学法人が、国から財政的に自立することを表現しているものではないことに留意が必要である。

（２）中期目標・中期計画の在り方

現在の国立大学法人制度は、文部科学大臣がそれぞれの国立大学法人の経営全般にわたる中期目標を定めるとともに、各国立大学法人は その中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受ける目標管理型の枠組みとなっている。これは、項目別に網羅した目標を国の管理下に置くことで事業の増殖を抑止し、既成の枠内での事業の効率化と質の向上を目指すもので、自ら多様な目的を持って自律的に発展していく国立大学法人には馴染まない。国は、この在り方について、国立大学法人が社会変革の駆動力としての役割を確実に果たせるよう、国が毎年度財政措置を講ずるに当たって求められる必要な関与と、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた形に見直すべきである。

（大枠の方針）

国は、これまでの中期目標の在り方を見直し、総体としての国立大学法人に求める役割や機能に関する基本的事項を国の方針として提示するべきである。これは、国が国立大学法人に対して負託する役割や機能を明確化することで、国の責任を明らかにするものである。また、国は、従来の中期目標のように個々の大学に対して経営全般にわたり細分化された目標を予め設定して国立大学法人の活動を管理するのではなく、国立大学法人との自律的な関係に基づき、その多様性にも十分配慮して、大学政策上必要な方針を大枠として示すことが必要である。加えて、国は、国立大学法人に負託する役割や機能が発揮される環境構築に責任を持つ意味において、法人が予見可能性を持った財務運営に基づき業務を確実に遂行出来るよう、十分配慮する必要がある 。

（中期目標・ 中期計画）

国立大学法人は、国が示す大枠の方針を踏まえ、それぞれの組織の特性を生かした6年間のビジョンや行動計画等を作成すべきである。これは、国立大学法人がその大学経営の目標に照らして、国が方針で示した役割や機能のうち自身のミッションとして位置付けるものについて自ら選択し、それを達成するための方策について、自らの責任で6年間で達成を目指す水準や検証可能な指標を中期計画に明確に規定することが不可欠である。これにより国立大学法人は、中期計画の達成に責任を持つこととなる。一方で、中期計画について、国立大学法人の活動の展開を制約するべきではなく、国は、その見直しや変更に当たって、国立大学法人が社会変革にスピード感を持った対応ができるよう留意が必要である。加えて、国立大学法人は、中期目標・中期計画の期間と学長の任期との連動の在り方について、それぞれの組織の特性を踏まえて検討すべきである。

併せて、国立大学法人は、真の経営体として、多様なステークホルダーとのエンゲージメントを通じ、社会全体から理解と信頼を確実に獲得することで経営資源を拡大し、成長し続けるため、ステークホルダーが必要とする情報を、簡潔かつ分かりやすい内容として積極的に発信するべきである。

1 国立大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各国立大学の強み・特色・社会的役割を整理したもの（平成25・26年度）

2 平成 16 年度：経常収益（ 23,412 億円） 運営費交付金収益（ 10,870 億円） 外部資金等（ 1,647 億円）
平成 30 年度：経常収益（ 30,817 億円） 運営費交付金収益（ 9,822 億円） 外部資金等（ 4,381 億円）

3 エンゲージメントとは、組織が社会に対して 主体的に 深い対話や共創 など を通じた強い関与を持つことで 、多面的に それぞれのステークホルダーに対して 責任を果たし、相互理解を得、互恵的に協働していくことを言う。なお、国立大学法人のステークホルダーは、多種多様であり、それぞれとどのようなエンゲージメントを形成するかについては、個別に異なることに留意が必要である。

国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに向けて

～ 国立大学法人等の組織及び業務全般の見直し等に関するＷＧ（WG審議まとめ） ～

各国立大学法人における第４期中期目標・中期計画の素案の検討に資することを目的として、国立大学法人評価委員会にＷＧを設置し、国立大学法人の組織及び業務全般にわたる見直しに向けた審議を実施。

1. 見直しの基本的な方向性

◇ デジタル化やグローバル化が急速に進む中、社会は“知識集約型社会”へと変革しつつあり、その動きは、今般の新型コロナウイルス感染症により加速化

◇ 知のプラットフォームとして国立大学が有する社会変革の原動力たり得るポテンシャルを発揮するためには、自律的な改革を更に進める必要

（国立大学に期待される役割）

・従来の役割※を引き続き担うとともに、自らの特色や強みを更なる高みへと発展させながら、新たな社会で果たす役割を認識し、必要な機能を拡張

・その際、各大学がそれぞれの特色や強みを融合、連携させながら大学間のアライアンスを強化

総体としての国立大学が、**高等教育機関として多様性に富んだレジリエンスを確立**しながら、**社会の活力を維持し、更なる発展を遂げるための原動力としての役割**を果たす

※①世界最高水準の教育研究、②計画的な人材育成、③大規模、先導的・実験的な教育研究、④重要な学問分野の継承・発展、⑤高等教育の機会均等の確保 等

中期目標・中期計画には

- **高い到達目標と、成果を検証することができる指標等を明記し、進むべき方向性を社会に提示**
- **第３期期間中の成果・課題等を踏まえ、各大学が目指す機能強化の方向性を明確化**

2. 組織の見直しに関する視点

- 文理横断的・異分野融合的な知を備えた人材の育成に向けて、教育研究組織改革やカリキュラム編成を推進
- 「知のプロフェッショナル」の育成に向け、社会のニーズを視野に入れつつカリキュラムギャップ等の課題を解決し、大学院を充実
- 18歳人口が減少する中において、社会人・留学生の積極的な受入れを含めた適正規模等、将来的な大学の姿を模索
- 大学間連携を促進するための仕組みを積極的に活用　等

（一法人複数大学、大学等連携推進法人（仮称）、地域連携プラットフォーム（仮称））

3. 業務全般の見直しに関する視点

教育研究の質の向上（例）

教学マネジメントの確立 ／ 大学院教育の体質改善 ／ 学生支援機能の強化
基礎研究・学術研究の振興 ／ 産学連携の推進 ／ 地域経済・社会の活性化
グローバルな教育研究環境の整備 ／ 女性・若手・外国人等の積極的な登用 等

業務運営の改善等（例）

学長を中心としたガバナンスの強化 ／ キャンパス・教育研究設備の整備
人事給与マネジメント改革の総合的推進 ／ 自律的な大学経営の実現 等

※指定国立大学法人について、教育や研究等の全て面において世界最高水準となることを目指し、既存の枠を超えた改革を率先して推進

今後、文部科学省において、徹底した自己評価等を前提とした**「国立大学法人評価の実質化及び簡素化」**や、
中期目標・計画の策定・認可を通じた**「法人経営に対する国の関与の在り方」**、**「国立大学への投資額の確保」**等について検討予定

その状況を踏まえ、評価委員会において年内を目途に「見直しの視点」を最終取りまとめ

閣議決定文書における国立大学法人運営費交付金関係の記載

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

第３章　「新たな日常」の実現
３．「人」・イノベーションへの投資の強化―「新たな日常」を支える生産性向上
（１）課題設定・解決力や創造力のある人材の育成
②大学改革等

国立大学法人運営費交付金の客観・共通指標による成果に基づく配分対象割合・再配分率を順次拡大しつつ、第４期中期目標期間の新たな配分ルールを検討[72]する。

[72] 一貫性を持った評価指標を踏まえて大学が改革に取り組める仕組み等の検討。

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

１　新しい働き方の定着
（２）新たに講ずべき具体的施策
xii）　大学等におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

データサイエンス教育や統計学に関する専門教員の早期育成体制等を整備する。加えて、カリキュラムへの数理・データサイエンス・AI教育の導入など取組状況を考慮し、大学・高専に対する運営費交付金や私学助成金等の重点化を通じた積極的な支援を行う。

４　オープン・イノベーションの推進
（２）新たに講ずべき具体的施策
iv）　自律的なイノベーション・エコシステムの構築
②高等教育・研究改革
ア）大学改革等による知と人材の集積拠点としての大学の機能強化

・国立大学法人の第４期中期目標期間に向けて、運営費交付金の在り方を検討[27]し、2021 年度中に結論を得る。

[27] 一貫性を持った評価指標を踏まえて大学が改革に取り組める仕組み等の検討。

統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）

第Ⅰ部　総論
４．重点的に取り組むべき課題
（３）科学技術・イノベーションの源泉である研究力の強化（知の創造）
②大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出

大学等が知識集約型産業を生み出すイノベーション・エコシステムの中核となるよう、「大学支援フォーラムＰＥＡＫＳ」における産学のニーズの把握や、国立大学法人ガバナンス・コードの策定、若手研究者の活躍促進等に向けた国立大学における中長期的な人事計画の策定の促進等にこれまで取り組んできた。（中略）今後、国立大学法人の第四期中期目標期間を見据え、大学の経営改革を支援するため規制緩和等の提案を検討し、必要な政策につなげるとともに、国立大学法人ガバナンス・コードの運用や国立大学法人運営費交付金改革を推進する。

第Ⅲ部　各論
第２章　知の創造
（２）大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出
②目標達成に向けた施策・対応策

引き続き大学の経営改革を支援するため、「大学支援フォーラムＰＥＡＫＳ」等を通じて規制緩和等の提案を把握・検討し、必要な政策に結び付けるとともに、国立大学法人ガバナンス・コードの運用や国立大学法人運営費交付金改革を推進する。

＜大学等の経営環境の改善＞
《国立大学法人運営費交付金等の改革》

○　国立大学法人の第４期中期目標期間に向けて、2021年度中に、運営費交付金全体について、一貫性を持った評価指標を踏まえて大学が改革に取り組めるよう、期間中の教育と研究の成果に基づく配分の仕組みを検討し、結論を得る。

○　各国立大学において、教育研究の評価に基づく資金配分を行う上で必要となる部局ごとの教育研究の費用及び成果の把握並びに可視化を推進する。

○　国立大学法人に対し、外部資金の獲得実績等に応じた運営費交付金の配分や、国立大学イノベーション創出環境強化事業の重点配分を行う。また、国研における民間資金獲得の好事例の横展開を図る。

○　2018年度から開始した国立大学経営改革促進事業により、学長裁量経費とあわせて、スピード感ある経営改革を行う意欲的・先進的な取組の支援を実施する。

第５章　戦略的に取り組むべき基盤技術
（１）ＡＩ技術
②　目標達成に向けた施策・対応策
＜教育改革＞

○　カリキュラムに数理・データサイエンス・ＡＩ教育を導入するなどの取組状況等を考慮した、大学・高専に対する運営費交付金や私学助成金等の重点化を通じた積極的支援を行う。

参考資料

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

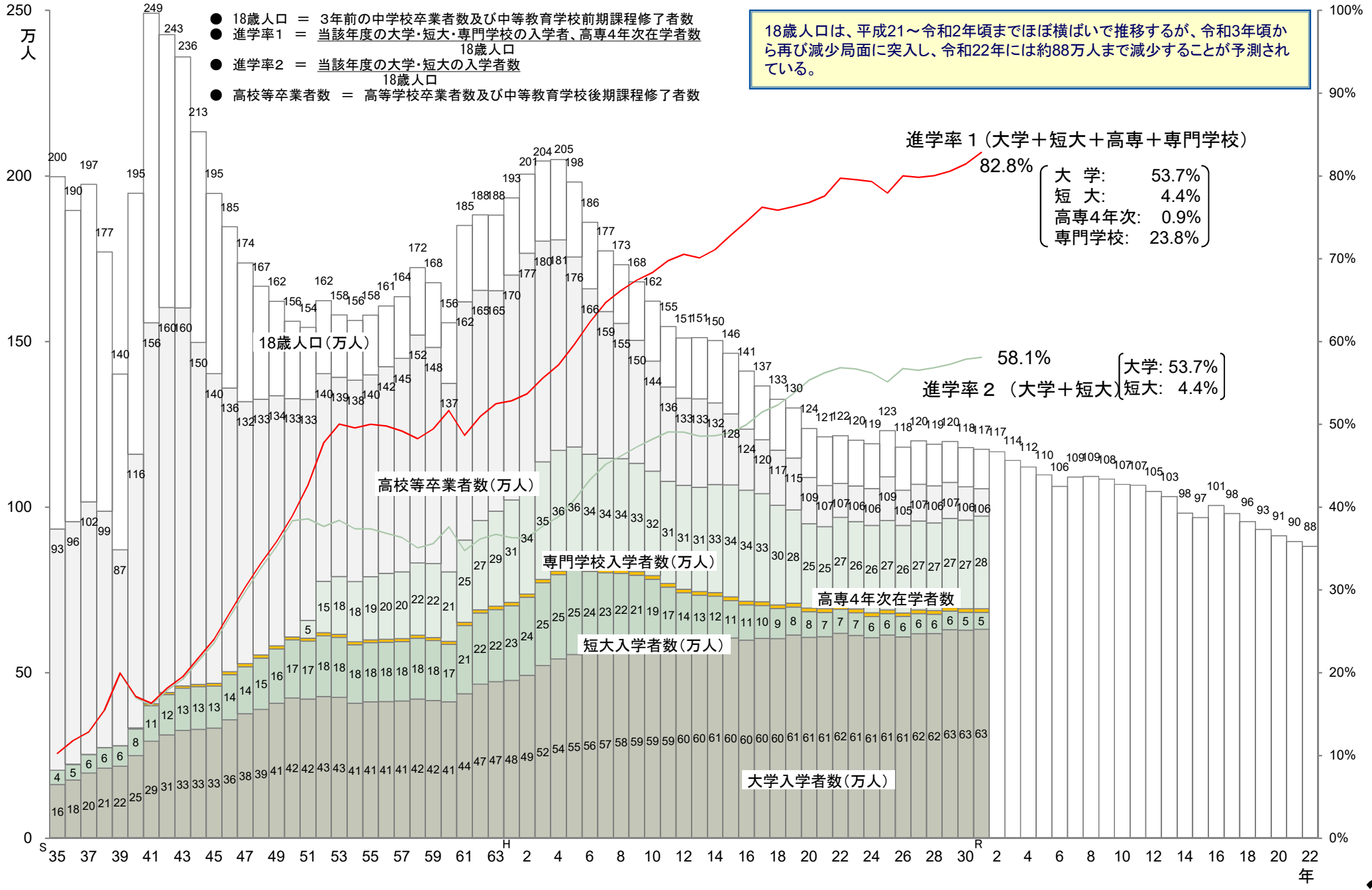

平成以降の国立大学入学定員の推移

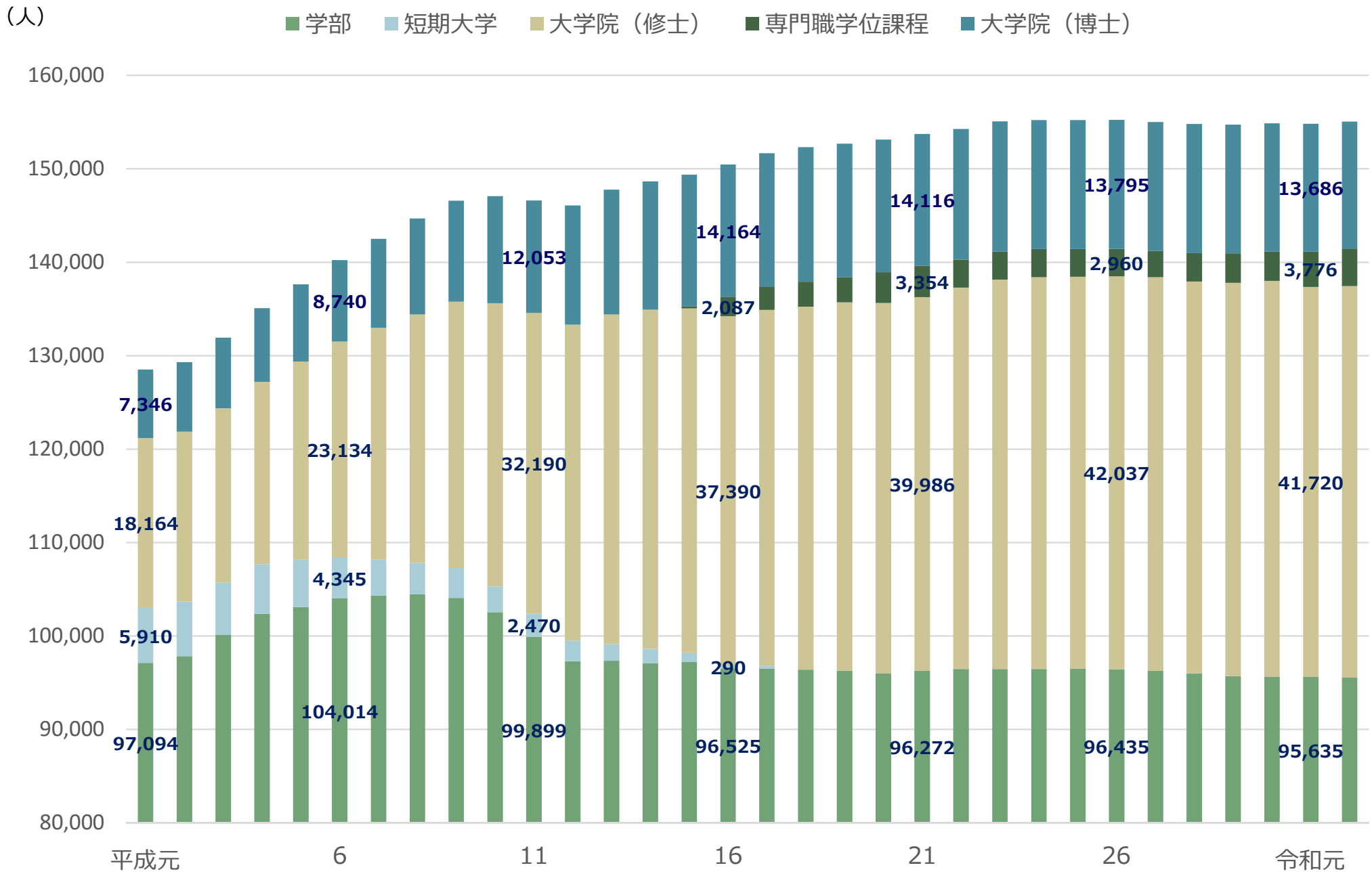

国立大学の法人化の考え方

法人化の目的

- 国立大学は我が国の高等教育と学術研究の水準の向上と均衡ある発展に大きな役割を果たしている。
- **自律的な環境**の下で国立大学を一層活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、**より個性豊かな魅力ある国立大学**を実現すること等を目的として、国立大学を法人化。

新しい「国立大学法人」像について

（平成14年3月26日）

①大学ごとに法人化し、自律的な運営を確保

②「民間的発想」のマネジメント手法を導入
- 「役員会」制の導入によりトップマネジメントを実現
- 全学的視点から資源を最大限に活用した戦略的な経営

③「学外者の参画」による運営システムを制度化
- 「学外役員制度」を導入
- 役員以外の運営組織にも学外者の参加を制度化
- 学外者も参画する「学長選考委員会」が学長を選考

④「能力主義」人事を徹底　⇒　「非公務員型」へ
- 能力・業績に応じた給与システムを各大学の責任で導入
- 事務職を含め学長の任命権の下での全学的な人事を実現

⑤「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行

法人化の際の国会審議における附帯決議

- 学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、教育研究の特性に配慮（衆・参）
- 学長等がそれぞれの役割・機能を果たすとともに相互に連携（衆・参）
- 役員等については教育研究や運営に高い知見を有する者を選任（衆・参）。政府や他法人からの役員の選任についてはその必要性を十分に勘案　（参）
- 学長選考会議の構成は公正性・透明性を確保（参）
- 中期目標・計画の認可にあたって大学の自主性・自律性を尊重（衆）。中期目標の変更はやむをえない場合に限る（参）
- 法人評価にあたっては明確かつ透明性のある基準に従う（衆）。評価にあたっては学問分野の継承発展や大学が地域の教育等の基盤を支えている点にも配慮（参）。業績評価と資源配分を結びつけることについては大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って慎重な運用に努める（衆・参）
- 評価委員会の委員は教育研究や運営に高い知見を有する者を選任（参）
- 独法通則法の準用には、独法との違いに十分配慮（参）
- 運営費交付金等の算定にあたっては公正かつ透明性を確保（衆・参）。法人化前の公費投入額の十分な確保（衆）。所要額の確保（参）。学生納付金を適正な金額とする（衆・参）
- 国公私立全体を通じた財政支出の充実。地方の大学の整備・充実（衆・参）
- 職員の勤務条件等の整備は教育研究の特性に配意し、適切に実施（衆・参）。労働関係法規への対応（参）
- 認証評価制度の発展への資金確保と援助（参）
- 高等教育のグランドデザイン検討にあたっては広範な国民的議論を踏まえ行う（参）

国立大学法人化以後の流れ

《国立大学法人化の意義》
・自律的・自主的な環境の下での国立大学活性化
・優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組を推進
・より個性豊かな魅力ある国立大学を実現

《国立大学を取り巻く環境の変化》
・グローバル化
・少子高齢化の進展
・新興国の台頭などによる競争激化

持続的な“競争力”を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

第１期 中期目標期間
（平成16～21年度）

新たな法人制度の「始動期」

国立大学法人スタート

第２期中期目標期間
（平成22～27年度）

法人化の長所を生かした改革を本格化

大学改革実行プラン
（平成24年６月）
社会の変革のエンジンとなる大学づくり
・大学の機能再構築
・大学ガバナンスの充実・強化

改革加速期間
・グローバル化、
・イノベーション創出、
・人事・給与システムの弾力化　など

ミッションの再定義

国立大学改革プラン
（平成25年11月）
自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築
強み・特色の重点化
グローバル化
イノベーション創出
人材養成機能の強化

第３期中期目標期間
（平成28年度～）

機能強化の推進
・地域貢献、専門分野、卓越性等３つの重点支援枠
・学長裁量経費の導入

基盤的経費の確保・資産の有効活用等
・平成２８年度以降**運営費交付金等予算は対前年度同額程度**を確保
・学生への修学支援事業に対する国立大学への**個人寄附への税額控除導入**（平成２８年度税制改正）
・土地等の第三者貸付対象の範囲拡大（**国立大学法人法改正**）
・寄付金等の運用対象の拡大（**国立大学法人法改正**）
・評価性資産の寄附に係る非課税要件緩和（平成３０年度税制改正）

「社会変革のエンジン」として
知の創出機能を最大化

国立大学経営力戦略

未来の産業・社会を支えるフロンティア形成

✓ **指定国立大学法人制度を創設**し、文部科学大臣が指定する国立大学法人については、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高い次元の目標設定に基づき大学を運営（国立大学法人法改正）

✓ 世界最高水準の教育力と研究力を備え、人材交流・共同研究のハブとなる**卓越大学院（仮称）を形成**

✓ 優れた若手研究者が安定したポストにつきながら、独立した自由な研究環境の下で活躍できるようにするため、**「卓越研究員」制度を創設**

第４期中期目標期間（令和４年度～）

平成16年度　平成２２年度　平成２５年度　平成２８年度　令和４年度

国立大学改革の流れ

【第１期中期目標期間】

・平成１７年　中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」

「国立大学には、例えば、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保等について政策的に重要な役割を担うことが求められる」

「地方の高等教育機関は地域社会の知識・文化の中核として、また、次代に向けた地域活性化の拠点としての役割をも担っている」

【第２期中期目標期間】

・平成２５年　ミッションの再定義

研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき各大学の強みや特色、社会的役割を整理・公表

⇒　大学のミッションに応じ、地域連携機能の強化等を推進

・平成２５年　国立大学改革プラン

ミッションを踏まえ、改革を改革加速期間中に実施する大学に対し、国立大学法人運営費交付金等により重点支援

・平成２６年　学校教育法、国立大学法人法一部改正（ガバナンス改革）

・平成２７年　国立大学経営力戦略

【第３期中期目標期間】

・平成２８年～

国立大学法人運営費交付金において、地域貢献、専門分野、卓越性の３つの重点支援枠を創設

・平成２８年　国立大学法人法一部改正

指定国立大学法人制度を創設

資産の有効活用を図るための措置。（寄附金等の自己収入の運用範囲を拡大）

・平成２９年～　指定国立大学法人の指定（東北大学・東京大学・京都大学・東京工業大学・名古屋大学・大阪大学）

・令和元年　学校教育法、国立大学法人法等一部改正（一法人複数大学など）

岐阜大学と名古屋大学の法人統合（国立大学法人東海国立大学機構）

国立大学改革方針

第３期中期目標期間後半の取組の加速と、第4期中期目標・中期計画の策定に向けた議論のキックオフとして、改革の方向と論点を提示

閣議決定文書における国立大学法人の戦略的経営関係の記載

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

第３章　「新たな日常」の実現
３．「人」・イノベーションへの投資の強化―「新たな日常」を支える生産性向上
（１）課題設定・解決力や創造力のある人材の育成
②大学改革等

国立大学法人改革について、戦略的な大学経営を可能とする新たな法的枠組みを検討[71]し、年内に結論を得る。国と新たな自律的契約関係を結ぶ国立大学法人は、グローバルな評価・処遇制度の下、人事の独立性を確保し、学生定員を自律的に管理、デジタル化を活かした質の高い教育を実践、リモート留学生・教員も含めたグローバルキャンパスを実現する。あわせて、戦略的経営を促す財務・会計の在り方等について具体的な検討を行う。国立大学法人運営費交付金の客観・共通指標による成果に基づく配分対象割合・再配分率を順次拡大しつつ、第４期中期目標期間の新たな配分ルールを検討[72]する。

71　骨太方針2019に基づき設置された「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」において、独立行政法人通則法等の対象外とすることも含め検討。
72　一貫性を持った評価指標を踏まえて大学が改革に取り組める仕組み等の検討。

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

４．オープン・イノベーションの推進
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅳ）　自律的なイノベーション・エコシステムの構築
②高等教育・研究改革
ア）大学改革等による知と人材の集積拠点としての大学の機能強化

・国立大学法人の機能拡張を実現する戦略的経営のため、国立大学法人と国との自律的契約関係の在り方、事前規制から事後チェックへの移行に向け、ガバナンス体制、法人に対する評価、定員管理、及び財源多様化の在り方等を検討し、2020 年度中に結論を得る。

統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）

第Ⅲ部　各論
第２章　知の創造
（２）大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出
②目標達成に向けた施策・対応策
＜大学等の経営環境の改善＞
《国立大学における戦略的経営の促進》

○　国立大学法人の戦略的な大学経営や経営基盤を強化するための規制緩和など、国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討を行う。

閣議決定文書における地方国立大学の定員関係等の記載

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

第３章　「新たな日常」の実現
２．「新たな日常」が実現される地方創生
（１）東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ
② 二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出

魅力ある学びの場と地域産業を地方に創り、若者の地方定着を推進するため、理工系の女性を含むＳＴＥＡＭ人材の育成等に必要な、地方国立大学を含めた定員増や地域雇用向けの地元枠の設定、若手・実務家教員の別枠定員での登用、大学間のオンライン教育での連携等、魅力的な地方大学の実現等のための改革パッケージを年内に策定する。首都圏の大学の地方サテライトキャンパスの設置を促進する。

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

４．オープン・イノベーションの推進
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅳ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築
②　高等教育・研究改革
ア）大学改革等による知と人材の集積拠点としての大学の機能強化

・地域の特性やニーズを踏まえた人材育成等の重要性に鑑み、STEAM教育・分野融合の教育研究や、その成果の社会実装を行う地方国立大学の定員増等、魅力ある地方大学の実現等に向けた改革パッケージを年内に策定する。

統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）

第Ⅲ部　各論
第２章　知の創造
（４）イノベーション人材の育成
②　目標達成に向けた施策・対応策
＜Society 5.0 時代に対応したリカレント教育を含むイノベーションの担い手の育成＞
《イノベーションを牽引する層の厚い多様な人材の育成》

○　地方大学を中核としたイノベーション・エコシステムを構築し、地方創生を実現するため、地方大学におけるＳＴＥＡＭ人材の育成や分野融合の教育研究、その成果の社会実装等の取組を強化する。あわせて、そのような地域振興に資する取組を行う地方国立大学の定員の扱いも含めた機能強化についても検討する。

まち・ひと・しごと創生基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

第２章　政策の方向
２．新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正
（２）地方への移住・定着の推進
①　地方大学の産学連携強化と体制充実

地域の課題やニーズに適切かつ迅速に対応できる魅力的な地方大学の実現に向け、地方公共団体や産業界を巻き込んだ検討を行い、地方においても今後更にニーズが高まるSTEAM人材等の育成等に必要な地方国立大学の定員の増員やオンライン教育を活用した国内外の大学との連携等を盛り込んだ、魅力的な地方大学の実現とともに魅力的な雇用の創出・拡大のための改革パッケージを早急に取りまとめる。

…地方のサテライトキャンパスの設置の促進や、地方における魅力的なインターンシップを推進すること等により、就職先を決める前の段階で地方や地方企業の魅力を知る機会を創出するとともに、奨学金返還支援の取組を更に広げていくことで、若者の地方への定着を強力に促す。

第３章　各分野の政策の推進
２．地方とのつながりを築き、地方への新しいひとへの流れをつくる
（１）地方への移住・定着の推進
③魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興等
【具体的取組】

⑷特色ある地方創生のための地方大学の振興

・地方大学において、地域の特性やニーズを踏まえた人材を育成し、地域に着実に定着させるとともに、イノベーションの創出や社会実装により地方における新たな産業や雇用の創出を更に推進するため、STEAM人材の育成や分野融合の教育研究推進とその成果の社会実装等を強化する地方国立大学の定員の増員を含め、今後の地方大学の望ましい在り方を実現するための大胆な改革に向けた検討を速やかに行う。

⑹学生等のUIJインターンや地方定着の促進

・東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパスの設置を推進するため、地方公共団体と大学等との連携の強化等に取り組む。また、地方創生インターンシップに係る情報発信を行うとともに、質の高いインターンシップの実施に向けて研修会を開催し、学生が就職前に地方の魅力を知る機会を設ける。

国立大学の機能強化を推進するための組織整備の例（令和２年度新規・拡充分）

・地域の教育研究拠点として地方創生に資する教育研究組織の設置や、Society5.0に向けた人材育成や世界最高水準の教育研究を実現するための体制の構築に対して重点的に支援。

«卓越研究»

京都大学
がん免疫総合研究センター

がん免疫治療法に関する諸課題を世界に先駆けて解決するため、臨床・基礎を統合し、分野横断的に国内外の研究者が結集する「がん免疫総合研究センター（仮称）」を設立し、新時代のがん免疫治療の開発拠点を構築

九州大学
先進電気推進飛行体研究センター

「先進電気推進飛行体研究センター」を設置し、工学系を中心として電気推進システム・機体、運航制御システム等の研究開発を行うと同時に、都市設計、社会インフラ、法規制の変更を中心とした社会システム、ライフスタイル、災害時の危機対応の変革の概念を明示・発信

東北大学
国際放射光イノベーション・スマート研究センター

次世代放射光施設を活用し、学術的挑戦性と産業的革新性の融合が誘発する産学共創の世界トップレベルの研究開発拠点を構築し、産官学金からなるリサーチコンプレックスを形成し、イノベーション・エコシステムの構築とグローバル・リーダー育成等を推進

福井大学
産学官連携・地域イノベーション推進機構

若者の流出抑制等に対応するため、地域のリソースを組織的に結集した「地域ダイバーシティプラットフォーム」を形成し、「教育」の観点から、地域の高等学校や行政、企業といった多様な機関・人々を巻き込んだ新しい人材育成の仕組みを構築

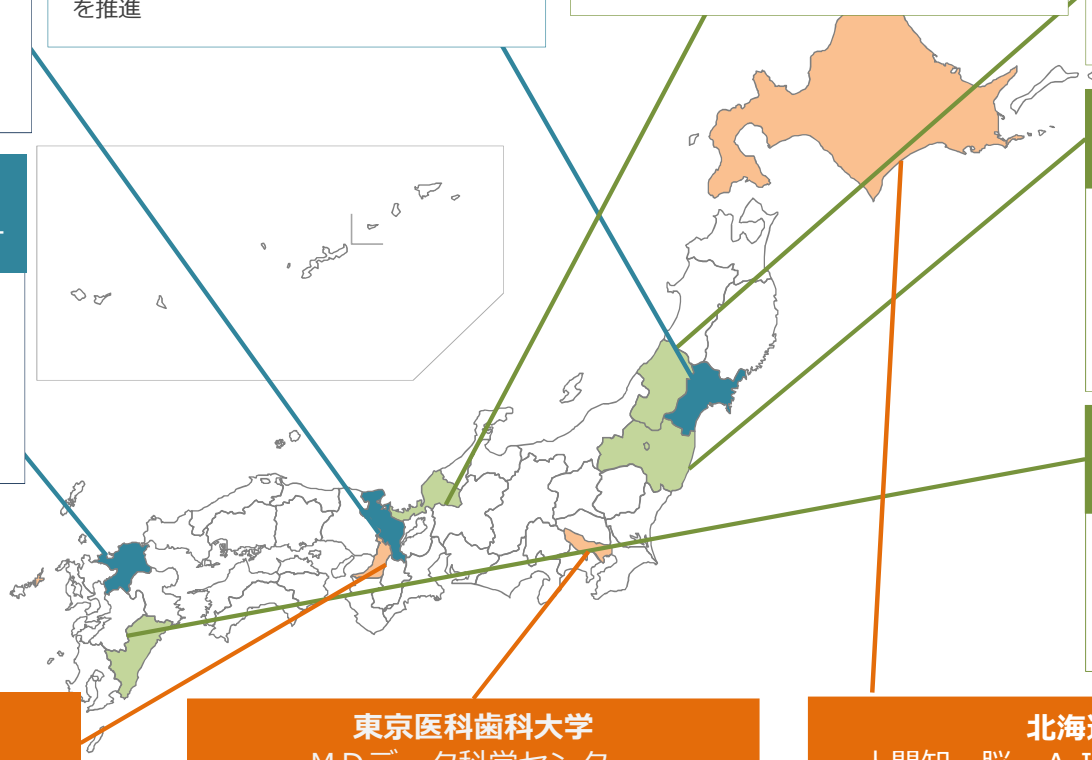

«地方創生»

山形大学
エクステンションサービス機構

地域社会の多様な教育ニーズに応え、技術革新や社会情勢の変化に対応した社会人のキャリアアップ・キャリアシフトや、多様な世代・ジェンダーの再チャレンジなど、学外を対象としたリカレント教育プログラム等を学外組織と連携して提供

福島大学
発酵醸造研究所

原子力災害を受けた福島の「食と農」の再生・振興を図るため、食農学類の研究・教育をより高いレベルで先導する「発酵醸造研究所（仮称）」を設置し、生産環境・農業生産・農業経営・食品科学が連携をしながら、発酵醸造食品の学際的・総合的な研究を進める

宮崎大学
地域資源情報活用センター

地域資源情報活用センターを設置し、オープンデータ利活用やＡＩ時代の人材育成に対応した新たな拠点として、県内地方自治体や全学との連携体制の下、宮崎大学による地方創生支援の新しい拠点を形成

«Society5.0»

大阪大学
科学技術と社会研究センター

AIに代表される新規技術における倫理的・法的・社会的課題（ELSI）に対応するため、関係する学術領域の知見を結集して総合的な研究等を行う機能を有する中核拠点を形成

東京医科歯科大学
ＭＤデータ科学センター

附属病院等の既存組織と有機的に連携する「MDデータ科学センター」を設置し、ビッグデータやＡＩ技術の活用など、新たな学問領域としてメディカルデータサイエンスをけん引する中核的基盤を構築することで、新しい医歯学における教育・研究・医療を担う人材の養成

北海道大学
人間知・脳・ＡＩ研究教育センター

「人間知・脳・ＡＩ研究教育センター」の機能の拡充により、学部生全員を対象とする統一的プログラムを提供するとともに、大学院生に対して、産業界からの要請も踏まえ、ＰＢＬ型の教育プログラムを展開し、ＡＩへの理論的・技術的理解のみならず，人間や社会の趨勢にも精通した人材育成を推進

大規模学術フロンティア促進事業等の一覧（14プロジェクト）

日本語の歴史的典籍の国際共同研究ネットワーク構築計画
（人間文化研究機構国文学研究資料館）

日本語の歴史的典籍30万点を画像データベース化し、新たな異分野融合研究や国際共同研究の発展を目指す。古典籍に基づく過去のオーロラの研究、江戸時代の食文化の研究など他機関や産業界と連携した新たな取組を開始。

大型光学赤外線望遠鏡「すばる」の共同利用研究
（自然科学研究機構国立天文台）

米国ハワイ島に建設した口径8.2mの「すばる」望遠鏡により、銀河が誕生した頃の宇宙の姿を探る。約129億光年離れた銀河を発見するなど、多数の観測成果。

大型電波望遠鏡「アルマ」による国際共同利用研究の推進
（自然科学研究機構国立天文台）

日米欧の国際協力によりチリに建設した口径12mと7mの電波望遠鏡からなる「アルマ」により、生命関連物質の探索や惑星・銀河形成過程の解明を目指す。

超大型望遠鏡TMT計画の推進
（自然科学研究機構国立天文台）

日米加中印の国際協力により口径30mの「TMT」を米国ハワイに建設し、太陽系外の第2の地球の探査、最初に誕生した星の検出等を目指す。

超高性能プラズマの定常運転の実証
（自然科学研究機構核融合科学研究所）

我が国独自のアイディアによる「大型ヘリカル装置(LHD)」により、高温高密度プラズマの実現と定常運転の実証を目指す。また、将来の核融合炉の実現に必要な学理の探求と体系化を目指す。

スーパーKEKBによる実験研究
（高エネルギー加速器研究機構）

加速器のビーム衝突性能を増強し、宇宙初期の現象を多数再現して「消えた反物質」「暗黒物質の正体」「質量の起源」の解明など新しい物理法則の発見・解明を目指す。前身となる装置では、小林・益川博士の「CP対称性の破れ」理論(2008年ノーベル物理学賞)を証明。

大強度陽子加速器(J-PARC)による実験研究
（高エネルギー加速器研究機構）

日本原子力研究開発機構と共同で、世界最大級のビーム強度を持つ陽子加速器施設を運営。ニュートリノなど多様な粒子ビームを用いて基礎研究から応用研究に至る幅広い研究を推進。

フォトンファクトリー(PF)による物質と生命の探究
（高エネルギー加速器研究機構）

学術研究、さらには産業利用を通じ物質の構造と機能の解明を目指す。
白川先生(2000年ノーベル化学賞)、赤崎先生・天野先生(2014年ノーベル物理学賞)などの研究に貢献。

高輝度大型ハドロン衝突型加速器（HL-LHC）による素粒子実験
（高エネルギー加速器研究機構）

CERNが設置するLHCについて、陽子の衝突頻度を10倍に向上し、現行のLHCよりも広い質量領域での新粒子探索や暗黒物質の直接生成等を目指す国際共同プロジェクト。
日本はLHCにおける国際貢献の実績を活かし、引き続き加速器及び検出器の製造を国際分担。

新しいステージに向けた学術情報ネットワーク（SINET）整備
（情報・システム研究機構国立情報学研究所）

国内の大学等を100Gbpsの高速通信回線ネットワークで結び、共同研究の基盤を提供。国内900以上の大学・研究機関、約300万人の研究者・学生が活用。

南極地域観測事業
（情報・システム研究機構国立極地研究所）

南極の昭和基地での大型大気レーダー(PANSY)による観測等を継続的に実施し、地球環境変動の解明を目指す。オゾンホールの発見など多くの科学的成果。

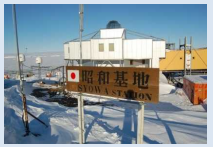

スーパーカミオカンデによるニュートリノ研究の推進
（東京大学宇宙線研究所）

超大型水槽(5万トン)を用いニュートリノを観測し、その性質の解明を目指す。2015年梶田博士はニュートリノの質量の存在を確認した成果によりノーベル物理学賞を受賞。また、2002年小柴博士は、前身となる装置でニュートリノを初検出した成果により同賞を受賞。

大型低温重力波望遠鏡（KAGRA）計画
（東京大学宇宙線研究所）

一辺３kmのL字型のレーザー干渉計により重力波を観測し、ブラックホールや未知の天体等の解明を目指すとともに、日米欧による国際ネットワークを構築し、重力波天文学の構築を目指す。

ハイパーカミオカンデ計画の推進
（東京大学宇宙線研究所、高エネルギー加速器研究機構）

ニュートリノ研究の次世代計画として、超高感度光検出器を備えた総重量26万トンの大型検出器の建設及びJ-PARCの高度化により、ニュートリノの検出性能を著しく向上。素粒子物理学の大統一理論の鍵となる未発見の陽子崩壊探索やCP対称性の破れなどのニュートリノ研究を通じ、新たな物理法則の発見、素粒子と宇宙の謎の解明を目指す。

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点一覧（令和２年４月現在）

国立大学27大学67拠点

・北海道大学
　低温科学研究所
　遺伝子病制御研究所
　触媒科学研究所
　ｽﾗﾌﾞ・ｰﾗｼｱ研究ｾﾝﾀｰ
　人獣共通感染症ﾘｻｰﾁｾﾝﾀｰ
・帯広畜産大学
　原虫病研究ｾﾝﾀｰ
・東北大学
　加齢医学研究所
　流体科学研究所
　電気通信研究所
　電子光理学研究ｾﾝﾀｰ
・筑波大学
　計算科学研究ｾﾝﾀｰ
　遺伝子実験ｾﾝﾀｰ
・群馬大学
　生体調節研究所
・千葉大学
　環境ﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ研究ｾﾝﾀｰ
　真菌医学研究ｾﾝﾀｰ
・東京大学
　地震研究所
　社会科学研究所附属
　　社会調査・ﾃﾞｰﾀｱｰｶｲﾌﾞ
　　研究ｾﾝﾀｰ
　史料編纂所
　物性研究所
　大気海洋研究所
　素粒子物理国際研究ｾﾝﾀｰ
　空間情報科学研究ｾﾝﾀｰ
・東京医科歯科大学
　難治疾患研究所
・東京外国語大学
　ｱｼﾞｱ・ｱﾌﾘｶ言語文化研究所
・東京工業大学
　ﾌﾛﾝﾃｨｱ材料研究所
・一橋大学
　経済研究所
・新潟大学
　脳研究所
・金沢大学
　がん進展制御研究所
　環日本海域環境研究ｾﾝﾀｰ
・名古屋大学
　未来材料・ｼｽﾃﾑ研究所
　宇宙地球環境研究所
　低温プラズマ科学研究センター
・京都大学
　人文科学研究所
　ｳｲﾙｽ・再生医科学研究所
　ｴﾈﾙｷﾞｰ理工学研究所
　生存圏研究所
　防災研究所
　基礎物理学研究所
　経済研究所
　複合原子力科学研究所
　霊長類研究所
　生態学研究ｾﾝﾀｰ
　放射線生物研究ｾﾝﾀｰ
　野生動物研究ｾﾝﾀｰ
　東南ｱｼﾞｱ地域研究研究所
・大阪大学
　微生物病研究所
　蛋白質研究所
　社会経済研究所
　接合科学研究所
　ﾚｰｻﾞｰ科学研究所
・鳥取大学
　乾燥地研究ｾﾝﾀｰ
・岡山大学
　資源植物科学研究所
　惑星物質研究所
・広島大学
　放射光科学研究ｾﾝﾀｰ
・徳島大学
　先端酵素学研究所
・愛媛大学
　地球深部ﾀﾞｲﾅﾐｸｽ研究ｾﾝﾀｰ
　沿岸環境科学研究センター
・高知大学
　海洋ｺｱ総合研究ｾﾝﾀｰ
・九州大学
　生体防御医学研究所
　応用力学研究所
　ﾏｽ・ﾌｫｱ・ｲﾝﾀﾞｽﾄﾘ研究所
・佐賀大学
　海洋ｴﾈﾙｷﾞｰ研究ｾﾝﾀｰ
・長崎大学
　熱帯医学研究所
・熊本大学
　発生医学研究所
・琉球大学
　熱帯生物圏研究ｾﾝﾀｰ

国際共同利用・共同研究拠点7拠点

※青字は令和元年10月からの新規認定拠点

（国立大学）
・東北大学
　金属材料研究所
・東京大学
　医科学研究所
　宇宙線研究所
・京都大学
　化学研究所
　数理解析研究所
・大阪大学
　核物理研究ｾﾝﾀｰ

（私立大学）
・立命館大学
　ｱｰﾄ・ﾘｻｰﾁｾﾝﾀｰ

公立大学6大学9拠点

・大阪市立大学
　都市研究ﾌﾟﾗｻﾞ
　人工光合成研究ｾﾝﾀｰ
　数学研究所
・和歌山県立医科大学
　みらい医療推進ｾﾝﾀｰ
・名古屋市立大学
　不育症研究ｾﾝﾀｰ
　創薬基盤科学研究所
・兵庫県立大学
　自然・環境科学研究所天文科学ｾﾝﾀｰ
・横浜市立大学
　先端医科学研究センター
・会津大学
　宇宙情報科学研究センター

16大学6ﾈｯﾄﾜｰｸ型拠点24研究機関

※○は中核機関

【物質・ﾃﾞﾊﾞｲｽ領域共同研究拠点】
・北海道大学　電子科学研究所
・東北大学　多元物質科学研究所 ○
・東京工業大学　化学生命科学研究所
・大阪大学　産業科学研究所
・九州大学　先導物質化学研究所

【学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点】
・北海道大学　情報基盤ｾﾝﾀｰ
・東北大学　ｻｲﾊﾞｰｻｲｴﾝｽｾﾝﾀｰ
・東京大学　情報基盤ｾﾝﾀｰ ○
・東京工業大学　学術国際情報ｾﾝﾀｰ
・名古屋大学　情報基盤ｾﾝﾀｰ
・京都大学　学術情報ﾒﾃﾞｨｱｾﾝﾀｰ
・大阪大学　ｻｲﾊﾞｰﾒﾃﾞｨｱｾﾝﾀｰ
・九州大学　情報基盤研究開発ｾﾝﾀｰ

【生体医歯工学共同研究拠点】
・東京医科歯科大学　生体材料工学研究所 ○
・東京工業大学　未来産業技術研究所
・静岡大学　電子工学研究所
・広島大学　ﾅﾉﾃﾞﾊﾞｲｽ・ﾊﾞｲｵ融合科学研究所

【放射線災害・医科学研究拠点】
・広島大学　原爆放射線医科学研究所 ○
・長崎大学　原爆後障害医療研究所
・福島県立医科大学　ふくしま国際医療科学ｾﾝﾀｰ

【北極域研究共同推進拠点】
・北海道大学　北極域研究ｾﾝﾀｰ ○
（連携施設）
・情報・ｼｽﾃﾑ研究機構国立極地研究所
　国際北極環境研究ｾﾝﾀｰ
・海洋研究開発機構
　北極環境変動総合研究ｾﾝﾀｰ

【放射能環境動態・影響評価ﾈｯﾄﾜｰｸ共同研究拠点】
・弘前大学　被ばく医療総合研究所
・福島大学　環境放射能研究所
・筑波大学　ｱｲｿﾄｰﾌﾟ環境動態研究ｾﾝﾀｰ ○
（連携施設）
・日本原子力研究開発機構福島研究開発部門福島研究開発拠点
　廃炉環境国際共同研究センター
・量子科学技術研究開発機構量子医学・医療部門
　高度被ばく医療センター福島再生支援研究部
・国立環境研究所福島支部

私立大学16大学18拠点

・自治医科大学
　先端医療技術開発ｾﾝﾀｰ
・慶應義塾大学
　ﾊﾟﾈﾙﾃﾞｰﾀ設計・解析ｾﾝﾀｰ
・昭和大学
　発達障害医療研究所
・玉川大学
　脳科学研究所
・東京農業大学
　生物資源ｹﾞﾉﾑ解析ｾﾝﾀｰ
・東京理科大学
　総合研究院火災科学研究所
　総合研究院光触媒国際研究ｾﾝﾀｰ
・法政大学
　野上記念法政大学能楽研究所
・明治大学
　先端数理科学ｲﾝｽﾃｨﾃｭｰﾄ
・早稲田大学
　各務記念材料技術研究所
　坪内博士記念演劇博物館
・東京工芸大学
　風工学研究ｾﾝﾀｰ
・中部大学
　中部高等学術研究所国際GISｾﾝﾀｰ
・藤田医科大学
　総合医科学研究所
・京都芸術大学
　舞台芸術研究ｾﾝﾀｰ
・同志社大学
　赤ちゃん学研究ｾﾝﾀｰ
・大阪商業大学
　JGSS研究ｾﾝﾀｰ
・関西大学
　ｿｼｵﾈｯﾄﾜｰｸ戦略研究機構

54大学107拠点（国立30大学、公立7大学、私立17大学）

分類	分野	拠点数	分類	分野	拠点数	分類	分野	拠点数	計
国立	理・工	35(1)	公私立	理・工	10	ネットワーク	理・工	4	49
	医・生	28(1)		医・生	10		医・生	2	40
	人・社	10		人・社	8(1)		人・社	0	18
計		73	計		28	計		6	107

※（ ）は国際共同利用・共同研究拠点（内数）

第３期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について
審議まとめ（平成27年６月15日）（概要）

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

- 国立大学法人･大学共同利用機関法人の法人化以降の現状と課題、これまでの運営費交付金に係る課題を整理
- 第3期中期目標期間における国立大学法人･大学共同利用機関法人の在り方を提示し、運営費交付金の配分方法、取組の評価方法等を提言
- このほか、財源の多元化や自律的な運営を図るための今後の検討課題を提言

1. 国立大学法人の現状と課題

- **国立大学は、法人化以降様々な改革を進め、一定の成果。**一方で、我が国社会は、少子高齢化、グローバル化、新興国の台頭による競争激化など、急激な変化に直面
- 全国に配置されてきた国立大学が、卓越した研究力や質の高い教育力を通じ、**日本や世界が直面する課題解決やイノベーションの創出に最大限貢献する組織**となることが必要
- 国立大学法人の事業規模は全体として拡大してきたものの、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金は減少。国立大学法人ごとに見ると、運営費交付金への依存度や外部資金の獲得状況など、**財務構造の違いが顕著**
- 基盤的経費と競争的経費による**デュアルサポートシステム**は、学術面、社会経済への貢献に効果を上げる一方、**機能不全が生じつつあり、資源の最適化が必要**

2. これまでの運営費交付金に係る改善点とその課題

- 第３期中期目標期間の運営費交付金のルールの設定に当たっては、第２期のルール等に、次の課題があることを考慮
  - 大学改革促進係数により財源確保した部分と、重点配分した部分の関係が不明確
  - 規模、分野、ミッション等の異なる国立大学法人に対し、現在の支援の仕組みでは、各国立大学の強み、特色をより伸ばすことにつながっていない
  - 各国立大学の多様性や強み･特色をいかした学内資源配分が不十分
  - 研究者のインセンティブや大学の活力を高める人事給与システムの構築が不十分
  - 附属病院の有無以外に各国立大学の財務構造を踏まえたきめ細かい算定が不十分
  - 各国立大学に支援を行った取組の成果の検証が不十分
  - 学長のリーダーシップを支える学長裁量経費の確保が困難

3. 第３期中期目標期間における国立大学法人の在り方

国立大学法人の目指す姿

各国立大学が形成する強み・特色を最大限にいかし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す

- 国立大学の役割としては、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、全国的な高等教育の機会均等の確保等があるが、社会からは、**社会への貢献を第一に意識し、多様な役割を一層果たしていくことが求められている**
- 各国立大学法人では、自主性・自律性を前提としつつ、次のような取組が必要
  - **各国立大学の目指すビジョン**と、それを実現するために必要な**組織の在り方の明確化**
  - 戦略的な運営体制を構築する**マネジメント改革**
  - 学内の財務構造の分析を含む**ＩＲ機能の強化、積極的な情報公開**
- また、我が国の18歳人口が平成33年頃から減少に転じるとされる中、**外国人留学生**や**社会人**など多様な学生を受け入れるとともに、失敗を恐れず新たな事柄に挑戦する人材の育成も重要
- このような改革を進めるためには、各国立大学法人の活動を支える**財務基盤の充実**が必要。所要の運営費交付金の確保に努めつつ、**経費の節減や効率化、学内資源の再配分や多様な財源の受入れ**を積極的に進める

4. 第３期中期目標期間における大学共同利用機関法人の在り方

大学共同利用機関法人の目指す姿

共同利用・共同研究体制全体の機能強化を図ることで、大学の機能強化に貢献し、日本全体の研究力向上に寄与することで、我が国の研究力の機能強化による好循環を実現

- 大学共同利用機関は、**大学の枠を越えた共同利用・共同研究**を推進し、関連分野の研究水準の向上を目的とする、我が国独自の制度に基づく研究機関
- 今後、大学共同利用機関法人に期待される役割は、**①研究者コミュニティ全体への貢献、②大学の機能強化への貢献、③社会への貢献**
- 各大学共同利用機関法人では、上記の国立大学法人の取組のほか、**優れた研究者の人材育成のハブ**として、また、人事制度改革を先導することで、**当該分野を支える研究者人材を輩出**するとともに、大学の機能強化に貢献
- 大学共同利用機関法人の活動を支える**財務面における充実**が必要。所要の運営費交付金の確保に努めつつ、**経費の節減や効率化、法人内資源の再配分や外部資金等財源の多元化**を積極的に進める

5. 第３期中期目標期間における運営費交付金の配分方法等

- 第３期の運営費交付金では、国立大学の機能強化を進める観点に立ち、**規模、分野、ミッションや財務構造等を踏まえたきめ細かな配分方法を実現**し、**透明性を高める**ことが必要
- その上で、第３期の運営費交付金の配分方法には次のような改善を図ることが必要
  - ① **機能強化の方向性に応じて重点配分する仕組みの導入**
  - ② **「学長の裁量による経費(仮称)」を新たに区分**

(1) 機能強化の方向性に応じた重点配分の枠組み

- 第3期には、各国立大学の強み・特色の発揮を更に進めていくため、各国立大学の機能強化の方向性に応じて、「機能強化促進係数(仮称)」により一定の財源を確保した上で、機能強化に取り組む大学に対し重点配分
  - ※ 係数の具体的な割合は、平成28年度の予算編成過程において決定
- 各国立大学の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、**予算上、三つの重点支援の枠組み**を新設
  - ※ 三つの重点支援の枠組みについては、各国立大学が果たす機能や役割を限定するものでないこと。また、取組の進展に応じて枠組みを変更することを妨げないことに留意

【予算配分の決定方法】

- 各国立大学は、機能強化の方向性や第３期を通じて特に取り組む内容を踏まえ、**三つの枠組みから一つ選択**し、取組構想を提案。各国立大学が成果を検証するため、**測定可能な指標（KPI）を設定**するとともに、文部科学省が提示する指標を選択して設定
- **有識者の意見を踏まえて**支援する取組を選定し、改革の取組内容に応じて加えて配分。基本的に**中期目標期間を通じて支援**を実施

【評価の方法】

- 原則、年度ごとに取組構想の進捗状況を確認するとともに、評価指標を用いて向上度を評価し予算に反映
- 機能強化における優れた取組については、その経費を現在の区分でいう「一般運営費交付金」に**一定の加算をして配分し、継続して取組が行える仕組みを導入**

【重点支援の枠組み】

重点支援①	主として、**地域に貢献する取組**とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、**強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組**を中核とする国立大学を支援
重点支援②	主として、専門分野の特性に配慮しつつ、**強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組**を中核とする国立大学を支援
重点支援③	主として、**卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組**を中核とする国立大学を支援

※ このほか、国立大学に共通する政策課題を推進する取組を支援

【大学共同利用機関法人の仕組み】

- 大学共同利用機関法人の特性に応じて、大学全体を俯瞰（ふかん）し、関連分野をはじめとする学術研究全般の研究機能を更に強化するため、重点支援の枠組みを設定
- 各法人が、機能強化の方向性に沿って行う取組別に自ら選択した支援の枠組みにより重点支援
- 予算配分の方法は国立大学と同様
- 国立大学と同様の評価に加え、各法人において中期目標期間の前半期までに国際性や学問的専門性の観点から、教育研究を中心とした外部評価を実施し、その結果を踏まえて予算配分に反映

【重点支援の枠組み】

重点支援①	主として、世界の学術研究の中核として国際協力･国際共同研究などにより**先導的なモデルとなる研究システムの創出につながる研究力強化の取組**を支援
重点支援②	主として、大学間連携やネットワーク形成による新たな学問分野の創生に資する取組など、**大学の枠を越えた研究拠点を形成･強化する取組**を支援
重点支援③	主として、強み･特色ある分野の教育研究を基礎として**大学全体を支える研究環境基盤を構築･強化する取組**を支援

(2) 「学長の裁量による経費(仮称)」の区分

- 学長・機構長がリーダーシップを発揮し、学内のマネジメント機能を予算面で強化する観点から、**教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進**するための仕組みとして、**「学長の裁量による経費(仮称)」を新設**
  ※　具体的な割合は、平成28年度の予算編成過程において決定
- 文部科学省が国立大学法人・大学共同利用機関法人ごとに、第３期中に想定される経費の規模を算出し、提示した以上の規模で、これまでの実績を踏まえた大学のビジョンに基づいた計画を作成し取組を実施
- 有識者の意見を踏まえつつ、各国立大学法人・大学共同利用機関法人におけるこの**経費を活用した業務運営の改善の実績や教育研究活動等の状況を中期目標期間の３年目及び５年目に確認**し、その結果に応じて改善の促進や予算配分に反映
- これらの取組のほか、大学共同利用機関法人については、中期目標期間前半期までに国際性や学問的専門性の観点から外部評価を行い、その結果を踏まえて予算配分に反映

(3) 第３期中期目標・中期計画との関係について

- 機能強化の方向性に応じて重点支援を受ける取組構想は、中期目標･中期計画に記載され、また、中期計画に書き込まれるべき指標は、重点支援を受ける取組構想の評価指標を踏まえて設定されることが想定
- **重点支援に係る評価指標が中期目標･中期計画と連動**することにより、その後の自己点検･評価においても、重点支援を受ける取組構想の進捗状況の管理と年度評価による中期目標･中期計画の進捗状況の管理を同じ観点から行うことが可能

6. 競争的研究費との一体改革

- 競争的研究費改革に関する有識者会議の議論においては、間接経費の措置を行う前提として、自ら財務状況等について説明責任を果たすことが不可欠
- 国立大学改革を進めていく上で、各国立大学法人がIR機能の強化等を図り、積極的な情報公開を一層進めていく必要
- 運営費交付金の改革及び競争的研究費の改革は、我が国の知の創出機能、イノベーション創出力、人材育成機能の強化を考える上で双方とも重要なものであり、それぞれの改革があいまって**一体的な改革として相乗効果を生むことが期待される**

7. 財源の多元化や自律的な運営を図るための今後の検討課題

- 国立大学法人が、安定的な運営を行っていくためには、運営費交付金だけでなく、自己収入を増加させるための取組等を併せて進め、法人運営に係る**財源の多元化を図る**ことができるようすることが不可欠
- 自律的な運営を図るための規制緩和、保有資産を活用した収益を伴う事業の可能な範囲の明確化や民間との共同研究の拡大等についても今後検討

（1）寄附金

国立大学法人に対する寄附については、一定の優遇税制が認められているが、更に**寄附が拡大**していくような具体的な取組とともに、その効果的な運用について検討をしていく必要

（2）学生納付金

これまでは文部科学省令で設定した標準額とほぼ同額を設定している国立大学法人が大部分であるが、今後、各国立大学法人における**学生納付金の設定の在り方**についても、教育の質の向上や低所得者への配慮を十分に行いつつ、検討していくことが考えられる

（3）特定研究大学（仮称）

産業競争力会議から提案されている「特定研究大学（仮称）」については、制度の在り方なども含め大学関係者や有識者の意見も踏まえながら検討を行うことが望まれる